

議事日程第4号

令和6年9月5日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

~~~~~ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

~~~~~ 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	佐	野	洋	平	議員	2番	成	澤	和	音	議員	
3番	高	橋	千	夏	議員	4番	関	谷	幸	子	議員	
5番	高	橋	英	夫	議員	6番	高	橋		壽	議員	
7番	小	久	保	広	信	議員	8番	影	澤	政	夫	議員
9番	山	村		明	議員	10番	堤		郁	雄	議員	
11番	植	松	美	穂	議員	12番	古	山	悠	生	議員	
13番	島	貫	宏	幸	議員	14番	木	村	芳	浩	議員	
15番	相	田	克	平	議員	16番	遠	藤	隆	一	議員	
17番	太	田	克	典	議員	18番	我	妻	徳	雄	議員	
19番	山	田	富	佐	子	議員	20番	佐	藤	弘	司	議員
21番	鳥	海	隆	太	議員	22番	島	軒	純	一	議員	
23番	齋	藤	千	惠	子	議員	24番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員(なし)

~~~~~ 出席要求による出席者職氏名

市長 近藤洋介

総務部長 神保朋之

企画調整部長	遠 藤 直 樹	市民環境部長	佐 藤 明 彦
健康福祉部長	山 口 恵美子	産 業 部 長	安 部 晃 市
建設部長	吉 田 晋 平	会 計 管 理 者	本 間 加代子
上下水道部長	安 部 道 夫	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市立病院事務局長	和 田 晋	総 務 課 長	高 橋 貞 義
財政課長	土 田 淳	政策企画課長	伊 藤 尊 史
教 育 長	佐 藤 哲	教育管理部長	森 谷 幸 彦
教育指導部長	山 口 博	選挙管理委員会委員長	玉 橋 博 幸
選挙管理委員会事務局長	竹 田 好 秀	代表監査委員	志 賀 秀 樹
監査委員会事務局長	鈴 木 雄 樹	農業委員会会長	小 関 善 隆
農業委員会事務局長	柴 倉 和 典		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗 林 美佐子	事務局次長	細 谷 晃
議事調査主査	曾 根 浩 司	主 任	齋 藤 舞 有
主 査	堤 治		

午前10時00分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号により進めます。

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、本市のDX推進の展望は外2点、13番島貫宏幸議員。

〔13番島貫宏幸議員登壇〕（拍手）

○13番（島貫宏幸議員） おはようございます。

至誠会の島貫宏幸です。一般質問も3日目に入りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、大きく3点でございます。

まず1つ目、大項目1、本市のDX推進の展望についてお伺いいたします。

DXとはデジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル化によってトランスフォーメーション、つまり変革を表す用語で、2004年、今からちょうど20年前にスウェーデンの大学教授が考えた言葉とされています。

デジタル化により、社会や生活の形、スタイルが変わることを意味し、IT化による情報技術の成熟とともに、ビジネスモデルや業務の変革をもたらすDXの推進は、現代社会において必要不可欠な存在となってきました。

パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウエアロボット技術、RPAの市役所への導入や、マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付が令和2年3月1日から始まるなど、業務効率が改善されてきたと認識しているところです。

近年では、人間の質問に対して、人工知能であるAIが回答を自動で生成するチャットGPTを省庁や都道府県をはじめ全国の自治体でも導入の検討や試験運用、導入するまでのガイドライン作成の動きもあり、本格導入する自治体も徐々に増えました。業務の生産性を上げるために、本市でも検討を進めていただきたいところです。

そこでお伺いしますが、DX推進に関するこれまでの取組を市としてどのように評価しているのか、お聞きします。

ここにきてデジタル社会形成基本法の改正及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律など、デジタル改革関連法が施行されました。これにより、本市の取組がさらに加速することが期待されるところです。

このことを踏まえ、今後の取組をどのように考えているのか、お聞きします。

その一方で気になるのが、デジタル化の進展により、御高齢者や障がいがある方など、いわゆるデジタル弱者へのフォローが必要だと思います。誰一人取り残されない社会を実現していく観点からも、十分な対応が求められるのではないかでしょうか。

そこで、本市における現在の状況や課題などについてお聞きします。

次に、大項目2つ目、本市の経済動向と今後の見通しについてお伺いいたします。

新型コロナウイルスが感染法上の5類に引き下げられてから約1年4か月がたちました。現在でも感染者が報告されるなど、感染予防に引き続き努める必要がありますが、行動制限も和らぎ、日常生活や経済活動が希望に満ちた社会につながることを願うばかりです。

そこで、お伺いしますが、現在の市内企業の業況をどのように捉えているのか、お聞きします。

次に、本市の経済動向から見えてくる当面の課題について伺います。

域内経済の屋台骨を支える市内企業の経営環境

は、コロナ禍でのつなぎ融資の返済やインボイスの対応、物価の高騰やゼロ金利の解除、人手不足も相まって、厳しさが増しているのではないかでしょうか。近藤市長が掲げる好循環の米沢を目指す上で、先を見据えた政策を講じなくてはなりません。

そこで、当面の課題についてどのように捉えているのか、対策はどのようなものがあるのか、お聞きます。

連合山形の今年の春闘における妥結状況のまとめによると、賃上げ額は1人当たり平均で月額9,000円、率にして3.43%となり、過去10年で最も高くなりました。

今年の10月には県内の最低賃金が55円上がり、955円になる見込みで、隣県の宮城県より18円低く、福島県の改定額と同額になる予定です。

しかしながら、総務省が8月23日に発表した7月の消費者物価指数は、前年同月より2.7%上がり35か月連続で上昇しました。電気代は、政府による負担軽減策が一旦終了したことから22.3%の大幅な上昇となり、昭和56年の第2次オイルショックに次いで43年ぶりの上げ幅となりました。

また、現在、在庫不足がニュースにもなっていますけれども、米では18%上昇し、こちらも20年ぶりの上げ幅となっています。

こうした物価の高騰が連續することで、市民の消費行動がより慎重になり、市内経済の停滞を招くのではないかと危惧するところです。消費マインドを好転させるためにも、年末年始に向けた需要喚起策を実施すべきではないかと思いますが、本市の考え方をお聞きいたします。

次に、大項目3つ目、美化活動の取組を強化できなかについてお伺いします。

これまで、クリーン作戦や道路沿い及び河川の草刈り、また町内会単位でも別日を設けながら美化活動に取り組んでいただいております。市民の皆様の御尽力に改めて心より感謝を申し上げるところであります。

「郷土を愛し、きれいなまちをつくりましょう」と市民憲章にもあるように、きれいなまちを維持する上で、市民協働によるこうした活動は広げていく必要があります。花いっぱい運動など、団体や市民による美化活動や清掃活動など、これまでの実績や成果についてどのように捉えているのか、また課題などがあれば併せてお聞きいたします。

過去一番暑い夏と言われた昨年を上回る連日の猛暑が続き、今年は雑草の伸びる勢いも以前より増しているように思います。

これまで植樹ますの適正な管理や美化活動について、平成29年6月定例会と令和3年9月定例会の一般質問で取り上げ、今回で3回目の関連質問となります。

植樹ますの除草や花植えなど、年々少しづつではありますが、多くの市民や近隣の事業所の皆様の御理解と御協力の下、美観を保つ箇所がここ数年で増えているように思っているところです。しかし、植樹ますが市内各所に点在することから、適正に管理できない場所も数多くあります。

これから秋も深まり落葉のシーズンを迎えますが、落葉によって雨が降った場合、排水管が詰まるなども心配されます。また、歩行者や車のスリップ事故にもつながる可能性があります。

そこでお伺いしますが、植樹ますの除草や落ち葉の清掃など適切な時期に実施できないか、最後にお聞きし、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の本市のDX推進の展望はについてお答えいたします。

初めに、(1)これまでの取組をどう評価しているのかについてありますが、本市ではDX推進に関しまして、御紹介のありましたRPAや各種証明書のコンビニ交付など様々な取組を進めてまいりました。

まず、RPAについては、令和3年度から導入

しており、リスト化されたデータを各業務システムに自動入力する作業などで活用しております。導入から3年間の累計で約1万時間の業務削減効果があったと見込んでおり、職員の負担軽減と業務効率化に大きく寄与しております。

今後は、他の分野への展開を図り、より多くの業務プロセスを自動化することで、業務効率化をさらに進めていく必要があると考えております。

次に、各種証明書のコンビニ交付サービスについてですが、サービスを開始した直後の令和2年度は年間2,500件程度の利用であったものが、令和5年度には約1万6,300件となっており、サービスが着実に定着してきております。また、土日祝日や市役所閉庁時間帯だけではなく、開庁時間帯においても数多く利用されており、市役所窓口の混雑緩和につながっております。

なお、昨年7月からは、証明発行手数料を400円のものは200円に、450円のものは250円に、それぞれ200円引き下げ、さらなる利用促進を図っております。

次に、電子申請についてですが、本市では山形県が調達し、県内全市町村で共同利用している「やまがたe申請」と、国が整備した「ぴったりサービス」の2つのシステムがございます。

やまがたe申請は、平成18年度末から利用を開始しており、昨年度は2万7,000件を超える利用がありましたが、その多くは職員の内部事務に関する手続であり、市民による利用は主にイベントへの申込みやアンケートへの回答に限られております。

ぴったりサービスは、平成29年度のサービス開始以降、利用が伸び悩んでおりましたが、昨年2月にマイナポータルを通じた転出届、転入予約が可能となったことから利用者数が増加し、令和5年度は600件超の申請がありました。

電子申請は、利用者側からすれば、来庁せずにいつでも申請ができ、市側も事務効率化につながるものでありますので、国や県の取組とも歩調を

合わせながら、ユーザー目線で利用度が高いと考えられる申請手続を増やしていくとともに、十分な活用が図られるよう市民周知を行っていきたいと考えております。

このほかの行政DXの取組として、統合型GISや施設予約システムなどを導入したほか、職員向けの行政DX研修を定期的に実施しており、先日は生成AIの効率的な活用方法についての研修も行ったところであります。

以上御説明したとおり、これまでの行政DXの取組により、市民の利便性向上と市の業務効率化の両立について効果があったものと考えております。

次に、（2）今後の取組をどのように考えているのかについてお答えいたします。

令和3年に成立したデジタル改革関連法に基づき、国は自治体DX推進計画を策定しました。この計画は、2021年1月から2026年3月までを計画期間とし、自治体がデジタル化を進めるための具体的な方針や施策が示されております。

本市でも、この方針に基づき、先ほど申し上げてきたような行政DXの取組を推進しているところであります。

国の代表的な財政支援策としては、デジタル田園都市国家構想交付金制度がありますが、今年度は除雪車運行管理システムの導入でこの交付金を活用しており、これにより冬季の除雪作業の見える化と、効率的かつ迅速な除雪対応が可能となります。

今後も、引き続き国の財政支援を活用しながら、市民の利便性向上と業務効率化を目指し、新たなデジタル施策を展開していきたいと考えております。

また、この自治体DX計画の重点取組事項となっている自治体システムの標準化についてであります。これは各市町村がそれぞれ使用していた住民情報系のシステムを、国が定める標準化基準に合致したシステムに移行することであり、原

則として令和7年度末までに移行完了することが求められております。

標準化されるのは、住民記録、税、社会保障、福祉、戸籍など全20業務の行政システムとなります。

この標準化作業は、全国一斉に行われる過去に例がないほどの大規模なシステム移行作業となります。これを確実に行うため、本市では原則として現行システムの事業者を標準化システムの事業者として選定し、現在は現行システムと新たなシステムの違いを検証する作業などを行っております。次年度末の移行完了まで、全序的な体制で、この標準化作業に取り組んでまいります。

次に、（3）デジタル弱者のフォローはどのように考えているのかについてお答えいたします。

行政手続のデジタル化により様々な手續が便利に行えるようになった一方で、議員お述べのとおり、デジタル技術に不慣れな方に対する配慮は重要な課題となっております。

電子申請など多くの手續は個人のスマートフォンで可能となっておりますので、より多くの市民がスマートフォンの操作ができるよう、各コミュニティセンターなどがスマホ教室を行う際に、市では携帯電話事業者から講師を派遣してもらうなどの開催支援を行っております。これまで5つのコミュニティセンターで開催実績があるところであります。

また、市役所窓口においては、マイナンバーカードの利用方法が分からぬ方には、分かりやすい資料を作成して丁寧な説明を行い、デジタルサービスを利用できるよう案内しているほか、来庁者のスマートフォンを操作補助しながら利用案内することもございます。

今後も、行政DXによる市民の利便性向上の取組が進展していくと予想されますので、デジタル弱者が取り残されない体制づくりにも引き続き努めてまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、2番、本市の経済動向と今後の見通しはについてお答えいたします。

初めに、（1）市内企業の業況をどのように捉えているのかについてですが、本市を含む県内全体の経済動向を調査した山形県経済動向月例報告によりますと、本年6月の各種経済指標を中心とした直近の分析では、本県経済は産業全体として緩やかに持ち直しているものの、このところ弱含みの動きとなっております。

まず、個人消費の動向につきましては、スーパーなどの販売額が2か月連続で前年を上回ったものの、新車登録届出台数では2か月ぶりに前年を下回っています。

次いで、鉱工業生産指数を見ますと、前月に比べて、汎用・生産用・業務用機械工業及び情報通信機械工業などの業種は上昇したものの、化学工業及び電子部品・デバイス工業などの業種は低下している状況です。

また、市内企業の産業別の業況につきましては、関係団体から聞き取りを行ったところ、商業・サービス業については回復してきているものの、コロナ禍前の状態には戻っておらず、今後の動向については、秋の食料品の値上げと最低賃金の引上げなどの影響により厳しくなると予想されています。

製造業については、自動車関連企業などは円安の影響により一部好調であるものの、全体的に弱含みの傾向であり、特に金属製品製造業においては、半導体の在庫調整などによる関連装置や設備などの生産低迷の影響により業績が芳しくない状況にあります。

建設業については、全体的に横ばい傾向にあるものの、資材高騰や人件費増による建築単価上昇の影響で、新設住宅の着工戸数は減少傾向にあります。

観光業につきましては、市内宿泊施設の入り込み状況は、コロナ禍の影響から回復しつつあるものの、近隣の観光地との競争激化や運転士不足による観光バスの減少などの要因により、本市の観光需要は完全に戻っていない状況ですが、売上げに関しては、宿泊単価などが上がったことにより微増の状況となっております。

加えまして、商工課が定期的に市内事業所を訪問して経営者などから直接お話を聞きしておりますが、現在の市内企業の景況感は業種によりばらつきが見られるものの、製造業を中心全体として停滞局面にあるものと捉えているところです。

これらの主な要因としましては、中国経済の減速、急激な円安や原材料・エネルギー価格などの高騰、コロナ禍の半導体不足に対応するため在庫を積み増した反動による生産調整、さらにはコスト増加分を思うように価格転嫁ができていないことなどが挙げられます。

今後も引き続き、国、県、関係機関などの経済動向調査などの情報収集を行うとともに、市内企業を定期的に訪問し、情報交換を行いながら、各社の経営状況、業種ごとの動向を分析するなど、市内企業全体の業況の把握に努めてまいります。

次に、（2）の当面の課題は何かについてですが、議員のお話にありましたコロナ禍での緊急経済対策として実施した山形県版のゼロゼロ融資につきましては、本年8月時点で、返済が厳しく措置期間を延長する元金繰延べ件数は25件で、全体の約3%と低い水準にとどまっておりますが、その多くはコロナ禍以前から業績が低迷している企業がありました。

次に、令和3年の後半から始まった物価上昇につきましては、市内の事業者におきましては、物価上昇に係るコストの増加分について、適切に商品、サービスなどに価格転嫁できていないところも多くあり、課題の一つとして捉えております。

加えて、本年3月に、日本銀行が金融政策決定

会合におきまして、マイナス金利の解除を決定したことにより、今後段階的な金利の上昇が予想され、市内の事業所においては借入金により設備投資や原材料調達を行っているところが多く、金利の上昇によるマイナスの影響を受ける可能性がありますので、その点も課題として注視していく必要があると考えております。

さらに、雇用面におきましては、本市の多くの事業所において人材の確保が喫緊の課題となっております。ハローワーク米沢管内におけるパートタイム労働者を除く職種別の有効求人倍率につきましては、保安の職業が10.44倍、次いで建設・採掘の職業が6.91倍、以下、専門的・技術的職業、サービスの職業、販売の職業と、特定の業種においては大幅に人手不足の状況に陥っている状況にあります。

これらを踏まえますと、市内事業者におきましては、経営基盤の強化と産業人材の育成・定着が本市にとって特に重要な課題であり、その解決に向けた取組を積極的に推進していくことが必要不可欠であると考えております。

そこでまず、1つ目の経営基盤の強化に向けた取組としては、コロナ禍以降、現在でも業績や資金繰りが改善されない事業者の方におきましては、コロナ禍以前から収益性や生産性といった面での課題を抱えている可能性もあることから、資金面での手当てだけでなく、新技術導入や新商品・製品開発及びデジタル化促進など、ビジネス変革に向けた取組がより重要であります。

本市では、市内の事業者の新たな商品開発を促進する支援事業として、商工業地域活性化支援事業費補助金を設けておりますので、幅広い業種の事業者に、より一層活用いただけるよう周知に努めてまいります。

また、本市では产学研連携により、市内事業者の新製品開発、大学からの技術移転を目的として、产学研連携コーディネート事業を展開しておりますが、山形大学の研究者と市内事業者との共同研

究や山形大学からの技術導入につながるなどの実績も出てきておりますので、引き続き市内事業者がビジネス変革に対応し、経営基盤の強化が図られるよう積極的に支援してまいります。

次に、2つ目の産業人材の育成・定着に向けた取組につきましては、本市と米沢商工会議所との連携による米沢市人材確保定着促進事業のほか、市内産業界や経済団体と、米沢工業高校及び米沢商業高校との連携による米沢鶴城高校開校に向けた地域コンソーシアム、加えて県と市の連携によるやまがた就職促進奨学金返還支援事業などを行っております。

人材確保定着促進事業では、地域企業が一堂に会し、高校生が就労体験を行うワクワクワークの実施や、大学生を対象とした地域企業へのバスツアー事業、首都圏でのU I Jターン向けセミナーなどを開催し、本市産業並びに企業の魅力を伝える取組を展開しているところです。

また、地域コンソーシアムでは、今年度既に米沢工業高校と米沢商業高校が合同で、両校の1年生を対象とした企業説明会を開催するなど、市内企業の魅力を伝える取組を強化しているところです。

さらに、やまがた就職促進奨学金返還支援事業では、県と市が協調して、大学生の地域定着に向けて奨学金の返還を支援する取組を行っており、首都圏でのPRも強化しながら、本市への若者回帰につなげてまいりたいと考えております。

次に、(3)の年末年始に向けての需要喚起策などを考えているのかについてお答えします。

本市では、本年3月から7月にかけまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び県の地域経済活性化・物価高騰対策事業補助金を活用して、愛の商品券2024事業を実施しましたが、市民や市内事業者の皆様から大変御好評をいただいたところです。

利用者を対象としましたアンケート調査や、事業者からの聞き取りにおきましても、今後も商品

券事業を実施してほしいと本商品券事業の実施を望む声が寄せられております。

しかしながら、本事業に代表されるような地域経済循環を目的とした需要喚起施策につきましては、事業規模も大きく、事業実施に当たり多額の費用を要することから、市の一般財源だけで実施することは大変難しい状況であり、国の交付金などの有利な財源の活用が不可欠であります。

そのような中で、現在国におきましては、低所得者に対する物価高騰対策緊急支援給付金や、ガソリン代や電気料などを対象とした燃料油価格激変緩和対策事業など、支援策を絞った上で国民の生活を守るために物価高騰対策を展開しております、新たに消費を促すための需要喚起策などの経済対策は示されていない状況です。

しかしながら、議員のお話にありましたとおり、年末年始に向けての需要喚起策は消費者マインドの改善にも非常に効果的だと捉えておりますので、市としましても、今後、国や県の物価高騰対策の動向を注視するとともに、支援メニューが示されましたら、どのような事業が効果的なのか検討しながら迅速に対応してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、3、美化活動の取組を強化できないかについてお答えいたします。

初めに、(1)花いっぱい運動など団体や市民による美化活動や清掃活動をどう捉えているのかとの御質問でありますが、まず花いっぱい運動として、花と緑のまちづくりを推進し、美しく明るい豊かな郷土をつくり、市民生活の質の向上を図ることを目的として設立している米沢花いっぱい運動推進協議会があり、主な活動といたしましては、道路景観の向上につながる街路樹木美化推進事業として、皆川球場脇の市道約400メートルの街路樹木ますに、多年草のマツバギク1,000本を植栽し、その後、定期的な除草作業を実施して

いるほか、町内会等花いっぱい支援事業として、住民などの54団体へ花苗代などの支援を行っております。

課題といたしましては、協議会活動として行っております街路樹美化推進事業につきましては、植栽後に雑草が繁茂してしまう状況があるため、その後の管理について大きな課題となつてゐるところではございますが、引き続き地域住民の皆様、関係団体やボランティアの方々の協力を得ながら、より効果的な管理方法について研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、道路の美化活動や清掃活動についてであります、本市では、地域住民と協力し、道路のごみ拾いや除草、草刈り、植樹までの花植えなど、行政と協働して快適な道路環境づくりを推進する活動を支援しております。

本市が管理する道路の美化活動に使用する花苗の提供や清掃活動に使用するごみ袋の提供及びボランティア活動保険への加入を支援する米沢みちサポーター事業を実施しております。

そのほか、草刈りや防護柵の撤去・再設置など、地域内の軽作業につきまして、地域住民団体との業務委託を行い、住民との協働による道路維持管理事業を行つてございます。

令和5年度の実績といたしまして、米沢みちサポーター事業では、活動団体数は18団体、22路線、地域住民団体との業務委託では、活動団体数は9団体、35路線で活動いただいている状況でございます。

課題といたしましては、コロナ禍の影響もあり、活動団体数の登録が頭打ちの状況であるため、活動団体を増やすためにも、市のホームページなどを活用し、活動の様子や成果を発信することで、活動団体のモチベーション維持や新たな担い手の確保や他の地域住民の参加意欲を促すなど、今後の取組につながるような方策を研究してまいります。

なお、本市でも職員による庁舎周辺の環境美化

ボランティア活動として、毎年5月から9月までの期間、月1回、勤務終了後に庁舎周辺道路の植樹ます及び歩道の除草とごみ拾いを行つており、庁舎周辺の環境美化の推進と市民の美化意識向上につながるよう取り組んでいるところでございます。

次に、(2)植樹ますの除草や落ち葉の清掃を適切な時期に実施できないかについてでございますが、植樹ますの除草につきましては、本市では道路草刈業務委託により、毎年6月中旬から7月中旬の間で適切な時期に年1回の除草作業を行つてあるところであり、気象条件によっては追加の除草も必要であるものと捉えております。

また、道路上の落ち葉の清掃対策でありますが、街路樹のイチョウやケヤキが植栽されている市道沿線を中心、道路清掃等業務委託により、毎年9月下旬から12月上旬の間で、歩道部は人力で、車道部は専用の路面清掃車1台による清掃を年3回ないし4回程度実施しているところであります。

路面清掃作業においては、樹木によって落ち葉の時期が一様でなく、風や雨による自然現象や落ち葉がぬれている場合など、状況に適した機械清掃ができない状況でもあるところではございますが、道路パトロールなどにより、落ち葉の時期を予想し、できるだけタイムリーに実施してまいります。

また、道路や歩道の維持管理につきましては、限られた予算の中で対応しているところであり、安全対策に関わる予算執行に重点を置かざるを得ない状況です。

一方で、巨木化した街路樹、ケヤキやイチョウにつきましては、道路の安全確保のため、現在の半数の約400本程度の計画的な伐採にも取り組み、適正化を図り、費用の縮減に努めるとともに、今後も道路パトロールや地域の美化ボランティア活動と連携を図りながら、効率的な道路維持管理に努めてまいりたいと考えております。

私は以上です。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 御答弁ありがとうございます。

これから2回目の質問に入りますけれども、たびたびDX推進関連の質問をさせていただいておりますけれども、やはり市民の皆さんの利便性の向上、あとは事務事業に関わっていらっしゃる職員の皆様の関わる時間を減らすことで、業務の立案や推進する時間、あとは市民の皆さんと直接関わる業務に関わっていただく時間を確保できるという思いから、何度もこれまで質問させていただいたところであります。

先ほど、企画調整部長から、1回目の答弁でもう既にお話しいただいておりますけれども、国が令和7年度末までに自治体の20の業務を管理するITシステムの標準化ということで進められております。大規模なこれまで例のない標準化の対応だということありますけれども、本格導入が確定した場合、大がかりな移行作業が予測されます。混乱するのではないかということで、業務の停滞につながるのではないかということも心配なところです。

現在導入しているRPAとの互換性であったりとかもどうなのかと実は心配しているところであります。

一部御回答いただいておりますけれども、地元業者との関係はこれまで続けていくのだということではありましたけれども、そうしたことでも踏まえて、この大規模な業務の移行作業に関連して、どのような見通し、課題をお持ちなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員お述べのとおり、全国的な作業でありますので、自治体の中では標準化作業が遅延しそうだという状況もございます。いわゆる移行困難システムというのが全国的には指定されている状況でありますけれども、本市

におきましては、現時点では令和7年度末までの移行が可能であると考えております。

また、現在導入しておりますRPAとの互換性の問題でありますけれども、標準化後のシステムにおきましては、現在のRPAのシナリオというものがあるわけですけれども、その手順の再作成が必要となってまいります。したがいまして、現在、RPAを導入している業務以外については、標準化後に改めてRPAの導入を推進していくたいと考えております。

また、地元企業の関係でありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、現行システムの事業者を標準化システムの事業者として選定することとしておりまして、大半の業務システムの運用・保守については、現行システムの運用・保守を行っている地元企業が行うこととしておりますので、そういった点での地域貢献のほうは問題ないと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 今まで経験したことのない大規模な作業になると思いますので、その辺は御準備、これから大変だと思いますけれども、スムーズに移行できるようにお願いできればと思います。

DXに関してなわけですけれども、以前、議会で私から農業委員会のタブレット導入、これは農地の転作確認をするために、先進事例などを調べたり、視察したりということで、本市でも導入が決まりました。

この間、農業委員会事務局に確認したところ、タブレットは手元にあるけれども、農地データとか、地図データとか、まだしっかり整っていないということがありました。した面も、ぜひこれから整えていただいて、紙による転作確認、すごく現場で大変な思いをされているので、一度視察させていただいていますけれども、そうしたことが改善されるように願っているところであります。

それで、ここでDX化に関連して、電子入札システムの導入について伺いたいと思います。

この導入については、関係業界の方から電子化を求める声が以前からあったかと思います。来庁しなくても済むように、本市も電子入札システムができるだけ早い時期に導入すべきだと思っておるところです。

それに関して、現状の課題や導入後のメリット・デメリットなど、導入時期の検討内容なども含めて本市の考えを伺いたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、様々な要望がございまして、電子入札について検討を重ねてきたところでございます。

私どものほうでも、現在そちらの準備を進めておりまして、令和7年度にはシステムの構築並びに入札のテストなどを実施し、また登録業者への説明会を行った上で、令和8年度から電子入札の運用を現在予定しているところでございます。

今御質問にありましたのはメリット・デメリットということでございますけれども、メリットにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、職員並びに事業者の労力がかなり軽減されるということが、まず一つあるかと思います。

また、特に電子入札の導入後、入札が完了するまで誰が参加していたか分からないということがございますので、秘密性が高まった上で、より競争性が高まるといったことも効果があるのでないかということで期待してございます。

デメリットということですけれども、やはりある程度、業者のほうには負担が発生します。電子証明などのカードリーダーが必要になるものですから、こちらの今現在押さえている数字ですと、登録年度に3万円、その次からは年間約2万円の費用が発生する。また、インターネット関係がもし整っていない業者があった場合には、そちらの費用も発生するというデメリットについては考へているところでございます。

あと、課題ですけれども、実際に入札を行った場合、不調が発生した場合、2回目、3回目ということでやるのでありますけれども、そういうことについてどのような対応ができるシステムになっているのかということの研究がまず必要かと思っておりますし、またあと市内の登録業者の中にはそういうことに対応が困難な業者がある程度いるものと想定してございます。

当面の間は、従来どおり紙の入札と、あと電子入札を併用する必要があるのかなということで、それは一つ課題かなと捉えているところでございます。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 令和7年度中に整うということで今お話しいただきましたけれども、やはりもっと早くできなかつたのかという思いは正直言ってございます。

システムの構築にはそれなりの費用がかかるということから、いろいろ検討を重ねた結果、このタイミングになったのかなと思っておりますけれども、ぜひ業界の皆さんからも本当に何とかしてくれという声を直接頂戴をしておりましたので、順調に進むようにぜひお願いしたいと思っております。

先ほど、チャットGPTの件で演壇から御答弁いただきましたけれども、現在検討中だということでありました。これは都道府県も含めて省庁、あとは近年では、昨年より大分導入している自治体も増えてきたように思っているところです。

いつまでにやらなければいけないということはないとは思うのですけれども、業務効率につながるものについては、職員の皆さんのお負担なんかも減るということを考えると、本市でも本格導入に向けて、ぜひ早期の導入ということにつながるようにしていただきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現在、我々職員も、チャットシステムがあるのですけれども、そちらのほうで生成AIの回答を得られるような仕組みを実証としてやっております。また、ほかのインターネットを介してやるようなところも導入しておりますと、実証実験としてやっている状況にあります。

ただ、やはり生成AIに対して効果的な指示をするというところがないと、適切な回答が返ってこないというところがありますので、先ほど申し上げましたけれども、庁内の研修会なんかでそういった生成AIに対する命令の仕方といったところを実証、検証しているところであります。今後もしっかりと活用していきます。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 全国の自治体でも導入が進んでいるところを見ると、本市でもいざれはということにつながっていくと思いますけれども、セキュリティーとか、あと大事な内容の漏えいというところも、すごく慎重に検討されている自治体も結構いらっしゃるようです。その辺も含めて、ぜひ検討を進めていっていただければと思います。

それでは、大項目2つ目、本市の経済動向と今後の見通しに関連して質問させていただきます。

先ほど、産業部長から1回目の答弁で、やまがた就職促進奨学金返還支援事業のお話をいただきました。

昨年の9月定例会ですけれども、そのときの一般質問で私のほうから、二種の奨学金、これは有利子の方の奨学金が山形市と米沢市だけ該当していないということで、何とか米沢市でも該当させてほしいということを求めてきておりましたけれども、今年度、実施していただきました。大変ありがとうございました。

そこで、お伺いしたいのですけれども、やまがた若者定着枠、そしてUターン促進枠、それなどの実績だったのか、お知らせいただきたい

いと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員から御提案を受けまして、議員がおっしゃったとおり第二種を追加したところあります。

本年度の状況ですけれども、やまがた若者定着枠につきましては、6月末までの当初募集において19名の申請がございました。内訳としましては、第一種が10名、第二種が9名ということで、昨年度の申請者数が9名でしたので、大幅に増加している状況でありまして、対象を拡大した効果があったものと考えております。

Uターン枠につきましては、10月末が応募締切りとなっておりますけれども、現時点で申込みがございませんので、引き続き周知に努めてまいります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 大幅な効果があつたということで、やはり本市としても取り組んでよかったですのかなと思います。

学校のほうで、ぜひ窓口に行って相談を受けてみてくださいと言われて本当にがっかりしたということからこれを取り上げさせていただいたのですけれども、こうやって成果が上がって、枠が決まっているということではございますけれども、少しでも多くの方々に、先ほど産業部長からありましたけれども、本当に人手不足で困っているということありますので、いろんな多角的な面から、こうした人材の定着、そして雇用の促進になる施策を展開していただきたいということを申し上げたいと思います。

そして、次でありますけれども、今年7月31日に終了した愛の商品券事業について伺いたいと思います。

これは需要喚起策の最たるものだと思ってはいるのですけれども、福祉の部分と需要喚起策と、これは別で考えなければいけないと私自身も思っているところでありますけれども、一定程度の

成果があったのかなと感じているところです。

終わってからまだ日数がたってはおりませんけれども、愛の商品券の事業の実績や今後の課題などについてお知らせいただきたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 愛の商品券2024事業の実績についてですが、まず発行額5億2,000万円に対しまして、申込額が7億553万7,300円と発行予定額を大きく上回るお申込みをいただきました。申込者全員に商品券が行き渡るように、減額による案分調整を行わせていただいたところです。

次に、実際に使用した額などについてですけれども、利用率は予算額に対し99.97%ありました。

次に、利用状況を業種別に見ますと、利用開始時期が3月の寒い時期からでありましたので、卒業・入学シーズンに重なったということもあり、例年に比べて学用品や灯油、クリーニング店などの御利用が伸びている状況でした。

また、利用者アンケートでも、子育て世代、高齢者の方から、新生活準備や灯油代の支払いに利用でき、物価高騰の折に大変助かったとお声をお寄せいただいたところであります。

次に、参加店舗からでありますが、物価高騰で節約志向の市民の消費マインドが上がったというお声をいただき、お店で多く御購入いただいたというお話をもいただいたところです。

さらに、愛の商品券購入を機に、今まで御利用されたことのないお店に市民が多く入ったということも、今後の顧客獲得に向けたきっかけづくりになったと捉えています。

一方、課題でありますけれども、今回もより多くの市民の皆さんに御利用いただけるよう紙版と電子版を併用した商品券といたしましたけれども、紙版と電子版を併用した場合は、どうしても効率的な運営で難しい面が挙げられます。具体的には、電子版のほうが準備期間を短く早めに事業を展開することが可能でありますけれども、紙

版になりますと、商品券の印刷に時間がかかり、購入引換券の発送であったり、販売会の実施など準備期間、販売会の人員確保などの労力負担も必要になっているところです。

なお、今後商品券事業を実施する場合には、キャッシュレス化を推進する上でも電子版の割合を増やしていく方向で検討していく必要があると思っているところです。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番(島貫宏幸議員) ありがとうございます。

今後の実施について、国の補助金などを利用しないとなかなか難しいということがありましたけれども、やはり年末年始に向けて、商品券とか、あと好評だった食旅です。域内消費を活性化させないと、はずみをつけるときにつけないと、次の年また苦しくなってしまうのかなというところもあります。そうしたものを持めて、ぜひ規模を縮小しても実施できないかと思うのですけれども、いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今お話をありました事業は、いずれも国の臨時交付金、県の補助金を活用した事業であります。

先ほども申し上げましたが、一般財源のみでの事業実施になりますと大変負担も大きく、また事業規模を縮小しますと需要喚起策としては弱いものになってしまうということから、効果につながらない懸念もあります。

今後の需要喚起策でありますけれども、年末に実施を予定されています米沢市商店街連盟主催の売出しイベント、おしょうしなお多福市に対する費用支援であったり、地元の小売店、飲食店での消費喚起策の支援として様々実施されるイベントについても積極的なPRに協力するなど、需要喚起策、そういう促進策に努めていきたいと思います。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番(島貫宏幸議員) やれることをできる限

りということだと思いますけれども、ぜひ市民の皆さんがあなたが消費行動を取りやすい、そういう気持ちになれるような施策を今後いろいろ検討いただきたいと思います。

それでは、次に進みます。

大項目3、美化活動の取組を強化できないかに関連して質問させていただきます。

議長の許可を得て、資料画像を添付させていただきたいと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

こちらは、今年6月、中体連を前にして、以前から私が気になっていた植樹ますの周辺、これは落ち葉が積もった状態で、植樹ますの周辺、点字ブロックも埋まっている状況です。ここは市営プールの入り口から大型電器店のほうに向かっての歩道になります。

次、お願ひします。このように、コケ、雑草、すごいことになっていました。

次、お願ひします。これは一部手がけたものですけれども、市内企業20名ぐらいの方々、平日の日中にもかかわらずお手伝いいただいたところです。社会貢献活動という位置づけでお手伝いいただきました。右の画像は、これは落ち葉で見えていなかったのですけれども、米沢市ゆかりのプレートが出てきた画像になります。

次、お願ひします。これは植樹ます、きれいになつたところですけれども、きれいにマツバギクを咲かせられればこのぐらいきれいなのだと見本、お手本みたいなものになります。ぜひこれを全市に思つてはいるところであります。ありがとうございます。

時間もないですから、少しあはしょるかもしれませんけれども、こうした取組をぜひ多くの市民の方々、そして企業の皆さんにも関心を持っていただきたいという観点から、米沢市美化活動推進条例を制定できないかと実は考えているところであります。花と樹木におおわれたまちづくり計画や米沢市環境基本条例、あとは市民協働によるまちづくりに関する米沢市協働推進条例、これらもいろいろ

ろ記載されている内容を確認しましたけれども、こうした美化活動に特化した具体的な内容、目的を盛り込んだ内容については、記載が見受けられませんでした。

ですので、適正な管理という記述はあるのですけれども、例えば除草、あるいは清掃など、具体的な美化活動について、市民の皆様に広く協力を仰ぐ目的を明確に定めるために条例が必要ではないかと思ったところです。この件について、いかがでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 清潔で美しいまちにつきましては、市民生活をより快適にし、心地よさと安心感が生まれるものと認識をしているところでございます。

多くの市民の皆様に美化清掃活動に参画いただくことによりまして、地元への誇りや一体感が生まれ、コミュニティーの絆を深めることにもつながりますし、環境保護やリサイクルなどの環境問題に対する理解を深める重要な機会にもなると考えております。

このような活動を継続的に実施していくために、米沢市美化活動推進条例を制定してはどうかということですけれども、大変効果的な方法と認識しておりますので、他の自治体での取組の事例や課題などを研究させていただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） この次の質問にも関わるのですけれども、協力していただきたい、何を目的にというところを、先ほど画像でも見ていただいたわけですけれども、こうした活動が市民の皆さんの中によって自発的に行われるための基礎的な考え方、市民憲章の郷土を愛しきれいなまちをつくりましょうの精神の下に関わっていたいきたい、それを出せる条例であるべきだと思いますし、それに特化した内容の条例でないといけないと思いますので、ぜひこれからも御検討よろ

しくお願ひしたいと思います。

次ですけれども、道路に面した部分については、市内の事業者、そして市民の皆さんの自宅前などの花植えや除草、落ち葉の清掃など御協力いただいている機会が増えているということで、先ほど演壇からも話をさせていただいたところですけれども、公園なども含めて市民総出で、除草あるいは清掃活動、これはそんなに大きな道具とかは必要ないので、そうした清掃活動の日ということをぜひ設けていただけないかと思うところですけれども、これは2回目の機会で今回聞くわけですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 御提案いただいた内容につきましては、地域の美化、環境保全に寄与する取組の一助となるものと捉えてございます。

国土交通省におきましても、道路ふれあい月間を毎年8月に実施してございます。各地で、行政、企業、ボランティア団体、地域住民など幅広い方々が参加いたしまして道路清掃活動を行い、道路の愛護活動に対する理解を深めていただく機会を設けてございますので、まずはこういった取組と連携を図りながら、市民の積極的な参加に結びつくように研究をしてまいりたいと考えてございます。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 時間がないので端的に御答弁いただきたいのですが、そうした市民の皆さんの活動を表彰していただきたいと思うのですけれども、その点についていかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 御提案のありました表彰は大変意義のあるものだと認識しているところでございます。

しかしながら、現在、米沢市の市民憲章推進協議会ですか、米沢市衛生組合連合会などでもそのような表彰を行っておりますので、こういった団体の状況を確認し、意見なども伺いながら検討

を進めていきたいと考えております。

さらには、表彰以外の部分でも、日常の景観美化を支えていただいている市民の皆様の活動にも光を当てていきたいと考えております。SNS等で周知をしていきたいと考えております。

○相田克平議長 以上で13番島貫宏幸議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

~~~~~

午前11時09分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市における森林活用及び山の整備の推進について、3番高橋千夏議員。

〔3番高橋千夏議員登壇〕（拍手）

○3番（高橋千夏議員） 皆さん、おはようございます。一新会の高橋千夏です。

初めに、傍聴に来ていただいた皆様、お忙しい中どうもありがとうございます。今回は、森林、山、木材関連一本で一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

大項目として、本市における森林活用及び山の整備の推進についてです。

昨今増えている豪雨災害や鳥獣被害について、元をたどれば、山が本来あるべき姿に整備されていないことが一つの原因であります。

製造業などのものづくりは秒単位、農業は1年単位、そして林業については100年単位と言えるでしょう。森林や山を整備することは、相当な時間が必要です。だからこそ早々に着手し、少しづつ実績をつくる必要がある、そのように思います。

そのために、今回の一般質問では、森林、山に関わるところで、本市の現状と将来像、そのギャ

ップを埋める方法論についてお伺いいたします。

小項目 1として、森林環境譲与税を活用した事業についてお伺いいたします。

ただいま、令和 7 年度まで航空レーザー測量により、山の正しい情報を取得している段階だと思います。この測量が終わった後は、本格的に森林整備の実行段階に入ると思っていますが、具体的に森林整備の優先順位は決まりつつあるか、お伺いいたします。

また、実際に伐採する際に、例えば森林組合などに委託することと思いますが、順序よく伐採を進めるためには、精度の高い伐採計画が必要です。伐採計画の策定ができるような森林クラウドシステムの支援などは想定しているか、お伺いいたします。

続いて、小項目 2 は、100年後に向けた森林ビジョンの策定についてであります。

現在、本市では米沢市森林整備計画があります。こちらは今、令和 4 年から令和 13 年までの 10 年の計画であり、短期的な計画になりますので、より長期的な視野を持って米沢の山をどうしていくか考えていかなければなりません。

今年 3 月の予算特別委員会で、山の計画について、より長期的な計画、50 年、100 年計画が必要ではないかと森林農村整備課長に質問しましたところ、10 年ごとのローリングの計画とは別に、長期的な計画が必要なので検討したいとの答弁でした。

歴史親善友好都市である南魚沼市は、昨年 4 月に南魚沼市森林長期計画を策定しております。これは、森や山をしっかりと守っていくのだという本気度の現れであるとともに、南魚沼市の特産品であるお米や日本酒などの産業は、豊かな森林や、そこで育まれてきたきれいな水に支えられており、大きく見れば、森林がもたらす恩恵を将来にわたり維持するには、適正な森林の管理と整備が必要だという本質的な考え方だと思います。

これは、米沢市も同じで、お米や日本酒、米沢

牛など、いろいろな産業は、大きく見れば、山が整備されて森林の持つ公益的機能、水源涵養などが発揮されてこそその恩恵であると考えます。このことから、長期ビジョンは本市においても重要な計画であり、策定が必要です。

そして、今建設中の南成中は木造化で米沢の木材を使っておりますが、その材料というのは、例えば 50 年伐期と考えれば、50 年前に我々の先人に植えてもらった木を使っているということであります。

そこで、森林ビジョン策定のスケジュールについて、まずは本市としては策定する計画なのか、いつから計画の立て方が始まるか、具体的なところがあれば御教示ください。

また、今年度、（仮称）米沢市森林経営協議会の設立予定であるとお聞きしておりますが、設立時期など現時点での進捗を御教示ください。

続いて、小項目 3 は、川上・川中・川下の体制についてであります。

山の整備も必要ですが、整備して使える木材を伐採し、運び、製材し、乾燥させ、さらに活用するまでが大切です。川上・川中・川下が、それぞれうまく稼働しなければ持続可能な形とは言えません。そのためには、人や設備が必要です。

さらに、米沢市の近隣の自治体、例えば置賜地区、2 市 2 町などで連携する必要性も今後出てくると思います。現に、森林組合は 2 市 2 町が対象で動いていらっしゃいますし、大きな木材乾燥機は白鷹町にあることなどから、スマートスタートで連携することはできるのではないか。置賜広域行政事務組合の長である近藤市長のお考えをお聞かせください。

また、川上・川中・川下は、どこも人材不足が慢性化しており、林業従事者の母数を増やす必要があります。本市では、新規就農者数は数字として出してますが、新規林業就業者数は把握しているか、お教えください。

そして、今年 4 月から東北農林専門職大学が開

校しました。東北初の公立の農林業系専門職大学で、森林業経営学科のコースがあり、専門職として森林業学士の学位が取れるカリキュラムと聞いております。大学との今後の連携など、検討していることがあればお聞かせください。

続いて、小項目4は木育についてであります。

木育をはじめとした木づかい運動が全国的に広がっています。本市においても、もくいくひろばには木のおもちゃがあつたり、ボールプールがあつたり、あるいは新生児への木製品贈呈事業を実施していたり、よい取組がたくさんあります。

さらにこの活動を広げるために、例えば児童会館の遊具、ブロックなど、古いものは順次交換していくと思いますが、交換の際、木工製品に替えることなどはできないか、お伺いいたします。まずは、身近な消耗品を木工製品に替える取組を本市でも推進したい思いです。

また、本市では、今年度はちょうど今週、チャレンジウィークということで、中学生の職場体験を実施しており、その中で木工事業者への職場体験への参加者もいらっしゃるかと思います。実績をお教えください。

最後に、課外学習として、登山や木材のワークショップ体験などを取り入れている小中学校があるかと思います。実績や具体的な取組内容を御教示ください。

実際に山に行く、木に触れるといった小さい頃からの経験が、木工って楽しいな、木っていいなにつながり、本市の身近にある森林や山を大切にするような意識醸成につなげていきたい思います。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長　近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長　高橋議員の御質問にお答えいたします。

私は、3、川上・川中・川下の体制についてのうち、広域行政での取組の必要性についてお

答えいたします。

まず、置賜地域における林野分野の広域連携による現時点の取組事例について御紹介申し上げます。

平成17年に、県が中心となって置賜「地材地住」ネットワークが組織化されました。本組織は、置賜地域の3つの森林組合、大規模な森林所有者、木材・製材事業者、建設・建築組合、金融機関、そして行政機関を会員として、置賜地域産木材による家づくりの拡大を図ることを主な目的として設立されたものです。

昨年度は、置賜の木を利用した住宅相談会や、保育園児を対象とした木工教室の開催、山形県林業まつりへの出展による木製品の普及など、置賜の木の需要拡大に向けた取組が行われております。

置賜地域は、議員御指摘のとおり、地域の約77%を森林が占める豊富な森林資源を有する地域であります。ただいま御紹介した組織の活動も踏まえ、置賜地域の森林整備や木材としての活用を検討する上では、広域的な視点は重要であると考えております。

各自治体レベルでは、現時点では、3市5町がそれぞれ独自の課題や優先すべき事項があり、積極的な連携までには至っておりません。しかし、高橋議員御指摘のとおり、私も林野行政は広域での取組を進めやすい分野であると認識をしているところであります。

今年から森林環境税が課税され、各市町ではそれを財源とする森林整備の検討を進めております。

首都圏では、森林財源を持て余すケースもあると言われており、都市部の自治体との連携なども検討できるかと考えておるところでありますが、まずは置賜圏内で共通する課題について意見交換を行いながら、協力してできること、役割分担できること等を整理し、米沢市長として前向きに置賜地域の林業振興に向けた広域連携の可能性

を検討し、実行していきたいと考えております。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、（1）森林環境譲与税を活用した事業についてから（3）川上・川中・川下の体制についてお答えいたします。

まず、（1）の森林環境譲与税を活用した事業についてのうち、森林整備の優先順位についてのお尋ねですが、本市では森林環境譲与税を活用し、令和3年度から5か年事業として、航空レーザ測量等森林経営管理制度促進業務を実施し、航空レーザー測量により取得いたしました三次元情報から、地形、森林資源、施業などの状況を正確に把握し、森林経営管理法に基づく諸手続を円滑に行うための情報整理を行っております。

これらで得られた情報に加え、並行して、令和4年度に行いました、本市に山林を所有する全ての方を対象とした森林経営管理意識調査の結果を基に、森林評価や優先順位への反映作業も進めながら、優先的に整備すべき区域の選定作業を進めているところです。

今年度中には、その素案が完成する予定であり、この素案につきましては、今年度設立予定の（仮称）米沢市森林経営協議会の中で協議することとし、令和7年度内には優先順位を定めていきたいと考えております。

次に、伐採計画策定に関する支援についてですが、森林クラウドシステムについてありますが、従前の森林簿や森林計画図などを電子化し、森林情報の共有と活用を可能とするものですが、既に山形県が主導いたしまして、令和元年度から運用が開始されているところであり、県内各市町村や一部の林業経営体にも導入されています。

しかしながら、本市では森林の境界が不明確な地域が多く、現時点ではその正確性に課題があることから、今後、森林クラウドシステムに航空レーザー測量や境界明確化などの成果などを反映させることで精緻化され、より高精度な伐採計画

の策定が可能になるものと考えています。

また、各自治体でも航空レーザー測量が行われていることから、本システムのさらなる改良が期待され、他市町村や森林組合などとの連携強化にも寄与するものと考えております。

このようなデジタル技術を積極的に活用しながら、林業の効率的かつ持続可能な森林管理体制の構築に努めてまいります。

次に、（2）100年後に向けた森林ビジョンについてでありますが、このビジョンの策定に際しましては、様々な関係者に参加をいただき、ワークショップなどを通じて適切な森づくりに向けた意識の共有化を図ることが重要であると考えております。

その上で、ビジョンの目指す具体的な方向性としては、関係者間で課題を共有し、明確化すること、航空レーザー測量による資源解析データや聞き取り調査などを基に整備目標とする森林の姿を設定すること、それらを基に実効性のある目標値を設定するとともに、効果的な個別政策についても盛り込んでいきたいと考えております。

スケジュールといたしましては、令和7年度から2年間を策定期間とし想定しており、来年度からの取組に向けて、先進地視察なども行いながら検討を進めているところです。

次に、（仮称）米沢市森林経営協議会についてですが、この協議会は森林経営管理制度や既存制度を活用した森林整備の優先度などの検討を行うために、本市の木材産業に関わる川上から川下までのあらゆる事業者に参加していただき、設立するものです。

また、関係者の情報交換の場としても活用することとしており、本市の木材産業全体が同じ方向性を向き、一致団結することも目的の一つとして考えております。

今年度中の設立を目指しており、10月には中核となる団体による準備会を開催し、その後、3月には設立総会を開催する予定で、現在構成団体の

選定や関連団体との事前協議を進めているところです。

次に、（3）の川上・川中・川下の体制についてのうち、新規林業就業者数についてであります  
が、本市におきましては現時点で新規就業者数を  
把握しておりませんけれども、今後、市内の事業  
者などともお話ししながら、具体的な数字が把握  
できないか検討していきたいと考えております。

次に、東北農林専門職大学及び東北農林専門職  
大学附属農林大学校との連携についてですが、現  
時点では具体的な連携は行っておりません。

しかしながら、本市の森林整備促進や林業振興  
のためには、人材の育成・確保が何よりも重要で  
すので、これらの教育機関との連携についてしっ  
かり取り組んでいかなければならぬと考えて  
おります。

また、行政だけでなく、市内の林業関係者と高  
等教育機関との連携を進めることで、学生たちが  
インターンシップなどを通じて職業体験をできる  
環境や、林業関係者においても新しい視点やア  
イデアを得ることができるようになることから、  
民間との連携強化も進めていけるようにしてい  
きたいと思います。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、（4）木育について  
の御質問にお答えいたします。

初めに、児童会館の遊具についてであります  
が、館内において子供たちが主に遊ぶスペースであるロビーには、子供たちが安全に遊ぶことができるようクッション性のあるジョイントマットが敷かれており、そのマットを中心に滑り台やブロック、幼児用乗り物など、屋内用の遊具を設置しているほか、未就学児専用の遊び場として、図書コーナーの一角に乳幼児コーナーを設けており、木琴や手押し車といった乳幼児向けの遊具を配  
置しております。

また、これらの遊具のほか、図書コーナー受付  
では、館内で使用できる遊具を貸し出してお  
り、来館した子供たちに利用いただいておりま  
すが、館内の遊具全体に占める木製品の割合は決して  
高いとは言えない状況です。

現在、児童会館の遊具については、老朽化した  
ものや傷みが激しいものから順に更新している  
状況ですが、今後、遊具を更新する際には、木製  
遊具を選択肢の一つに加え、子供たちの安全性を  
考慮するとともに、指定管理者と協議しながら導  
入を検討してまいりたいと考えております。

次に、令和5年度と令和6年度の中学生の木工  
事業者、建築業者への職場体験の実績についてお  
答えします。

中学生の職場体験学習を行う米沢チャレンジウ  
ィークにおける木工業者、建築業者の受入れ実績  
は、令和5年度が7件、令和6年度が13件でした。  
建設業者が大半ですが、製材・木製品製造業と米  
沢地方森林組合が含まれており、木と触れ合い、  
木に学ぶ貴重な体験をさせていただいておりま  
す。

次に、木育の観点で課外学習として登山を取り  
入れている小中学校、また木材での制作活動を行  
った学校の実績についてお答えします。

学習指導要領では、明確に木育を位置づけてい  
るわけではありませんが、総則には環境教育と  
して、「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性の  
ある日本人を育成するため、その基盤としての道  
徳性を養う」との記載があり、児童生徒は様々な  
教科で環境に関わる内容を学習しています。

例えば、小学5年生の社会科では、国土の保全  
などの森林資源の働き及び自然災害の防止を学  
習し、それに合わせた活動を取り入れ、学びが深  
まるよう各校でカリキュラムを組んでおります。

本市では、昨年度、木について学ぶ活動を小学  
校5校、制作活動を小学校3校が実施いたしました。  
活動の例としましては、学校の校章及び校歌  
に含まれるユキツバキの木を見学し、さらに希望

の桜について見学しつつ説明を受けるというもののや、みどり豊かな森林環境づくり推進事業を活用した源流の森における森林学習の活動が挙げられます。

制作活動としましては、木工クラフトとして、飯豊少年自然の家において木のスプーンや壁かけプレートを作成するという活動や、伝統工芸の学習の中で、おたかぼっぽを作製するといった活動があったようです。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 御答弁ありがとうございます。

順次質問いたします。

まず、森林環境譲与税を活用した事業についてになりますけれども、航空レーザー測量を行っておって、区域の選定中という話でした。伐採計画の支援については、山形県のシステムがもう既に入っていると。ただし、正確性の部分でさらなる改良があって、順次使っていくということで理解しました。

航空レーザーの測量データを活用した境界明確化事業ということで、関地区の例についてお伺いいたします。

森林所有者の高齢化ですか、不在によって、現場立会いは難しいこともありますので、公民館で協議する、机上で隣接する所有者同士で合意を取るというのが関地区の例だったと思います。

こちらは結局、どのくらいの時間と経費がかかったのか、振り返りは行ったのか、その辺をお伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、事業費ですけれども、約430万円を要したところです。

次に、期間でありますが、当初は1年で完了する予定でありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、説明会を開催することができず、結果として2年間という期間を要

しました。

地区説明会には、森林所有者30名のうち約13名に御出席いただきまして、出席者全員からは、境界明確化への同意を得ることができました。しかしながら、欠席された所有者へフォローアップを行いましたけれども、連絡をいただくことができず、追加の合意形成には至らなかったことから、その段階でモデル事業については終了いたしました。

今回の関地区の取組から得たことといしましては、境界の目印となる木やくいなどの物証をより多く集めること、それで合意形成の可能性が高まっていくことが分かりました。

また、関地区には現地事情に精通した先導的な人材がおられ、その方の御協力が円滑な事業推進につながったことが挙げられます。

今後、事前の現地確認と地域を知る人材の御協力を得られるかが、事業の成否に大きく影響するものと考えているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 430万円で2年間かかったということでした。

現場の話合いを進めるに当たって私もヒアリングしたのですけれども、産業部長おっしゃるとおり、地元のまとめ役がいるかいないかというところが結構進め方としてスピードが変わってくると思ったところです。なので、まとめ役がキーパーソンになると思っています。

続いて、100年後の森林ビジョンの策定について、こちらもお伺いいたします。

ビジョン作成のときに、これからつくると思いますけれども、大事だと思っているポイントについてお伺いしたいです。森林農村整備課のほうで出している米沢市森林環境譲与税活用事業の実績と今後についてという資料にもありますけれども、先ほど壇上でも話がありました施業を推奨する区域とか、針葉樹広葉樹混交林を目指す区域の設定、あとはワークショップを開催するなどの

記載があったところで、大事だと思っています。

何が言いたいかというと、まだ推奨する区域とか、混交林を目指す区域が決まっていないと思いますけれども、100年計画だと結構長期スパンになるので、例えば中期、30年程度でどこかの地区を混交林特区のようにできないか、現時点でのお考えがあれば教えていただきたいのと、あとはビジョンを策定する際に大事だと思っているポイントがあればお聞かせください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、森林ビジョンの策定に関しまして、3つの視点が特に重要だと考えております。

1つ目は、持続可能な森林管理です。森林の伐採と再造林に加えまして、搬出いたしました木材の需用を創出することで、森林資源を持続的に利用するサイクルを動かすことが重要であると考えております。

2つ目としましては、地元住民や関係者との協力体制の構築です。地域全体で森林管理に取り組む姿勢を醸成すること。そのことが今後、持続的な森林管理につながり、そのためには情報共有や意見交換の場を設けるなどして関係者との連携を強化していきたいと考えております。

3つ目の視点につきましては、100年後という長期的な視点の計画であるため、中長期的な目標設定と、お話にありましたけれども、その進捗状況を節目で評価しながら、必要であればビジョンの達成に向けた施策を柔軟に見直す仕組みも必要であると考えているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、長期計画なのだけれども、見直す仕組みも必要だと思っております。

少し視点が変わりますけれども、建築物木材利用促進協定が、今年から本市と木材関係の事業者で結ばれていると思います。これはこれからの中長期的な視点で、森林資源の持続的利用と地域社会の発展を両立させるための取り組みです。

どうをお教えいただけますでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 この促進協定につきましては、木材の利用を促進し、持続可能な社会の実現に寄与する目的で、令和4年9月に市内の建築関係団体や木材製材組合、森林組合などと協定を締結いたしました。

この協定で期待する効果としましては、協定によって市産材の需要が高まり、地域林業や製材業が活性化することで、将来的には新たな雇用の創出も期待できると考えております。

また、公共建築物へ積極的に木材を活用することによりまして、民間企業へ波及効果を生み、多様な分野での木材利用拡大につながることも期待しております。

そこで、具体的な実績といたしましては、現在進めております南成中学校の建設におきまして、川上の米沢地方森林組合、川中の米沢木材製材組合、そして川下の発注者であります本市との連携によりまして、市有林間伐材の利活用を官民一体となって進めているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

こういった取組は大事ですし、先ほど市長がお話しされましたけれども、広域でやっていくとさらに効果が高まると思っているところです。

少し話が前後してあれなのですけれども、先ほど境界線の話が関地区のところがありました。境界線の合意形成の取り方についてなのですけれども、今後も基本的には机上で情報をそろえた上で、境界線はここです、いいですかという合意形成の取り方で進めていくというお考えでよろしいでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 机上でのみ進めていくとは考えておりません。

先ほども申し上げましたけれども、本市の森林整備が一番進まない理由は、森林境界が不明確な

ところが多いということあります。不明確などころが多いと、所有者の特定、適切な森林計画の策定が困難となりますので、結果として有効活用が妨げられることになります。

このため、市の主導によって境界明確化の推進が必要ですので、いろいろな方のお声を聞きながら、関地区の事例、これは相当勉強になりましたので、それを参考にしながら、机上だけでなく地元に入りながらも、森林整備の優先順位の高い地域から境界の明確化を進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 机上だけでは不十分だということもいただきしております。ありがとうございます。

整備するに当たって、先ほども話がありましたが、所有者の意向がまずあるわけです。意向を把握するための仕組みづくり、先ほどおっしゃっておったように、森林経営管理制度だと思います。

米沢市森林整備計画の中に、森林整備に消極的な所有者については、林業座談会や造林説明会などの機会を設けると書いてあったと記憶しておりますが、その辺の進捗はいかがでしょうか。セミナー的なものを今後実施するなど、検討しているものがあれば御教示ください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今年度から、関地区の一部において森林経営管理制度に基づく意向調査を具体的に実施する予定です。

具体的には、森林所有者が自らの森林についてどのような管理、経営を希望しているかを確認するもので、所有者が持つ森林の利用目的、管理方法、さらには将来的な計画などについて御意見を伺いたいと思っております。

この結果に基づきまして、本市におきまして各森林所有者のニーズ、希望に基づいた支援策を講じることが可能になるほか、所有者不明の森林や境界が不明確な森林について、情報収集や検討資

料にもつながると思いますので、皆様の意向をしっかりと確認していきたいと思っております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。  
意向調査をするというところですね。

今までの話を聞きますと、結構地元に入って協議をするという機会がかなり出てくると思っております。

これは通告していなかったのですが、担当部署として確認したいのが、専門職の採用についてです。

現在、米沢市の職員採用は、高卒程度ですと土木で募集をかけていると思います。森林関係についても、同じように木材の専業従事者、海外でいうとフォレスターです。専門性がある人間を採用するといったことは考えているかどうか、担当部署としてお教えいただければと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 現在、米沢市の採用につきましては総務のほうで扱っておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

様々な分野で専門職の必要性というのは取り沙汰されているところでございます。どこまで我々のほうでも対応できるか、専門の職員を置くことによって、これから10年後、20年後、その職員の配置などをどのように考えていくかということを総合的に考えていかなければならないという課題がございます。

実際、そういった特化した職員につきましては、様々な研究をさせていただいた上で、必要性に応じては、そういった方向にかじを切るということもあり得るかということでは現在のところは考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。  
これから100年ビジョンをつくるというところで、やはり常駐しないとなかなか足りない部分が出てくると思っていますので、専業の人間を置く

というところは大切だと思っています。

続いて、川上・川中・川下の体制についてお伺いいたします。

先ほど、東北農林専門職大学、これから連携をしていく、新規林业就業者数も把握していないけれども、これから把握していきたいというところでした。

少し視点を変えて、川下のところで、米沢市空き家・空き地利活用支援事業補助金についてお伺いします。空き家改修支援事業のほうです。

移住者の方が住宅を改修する場合、最大120万円を出していただけたと思いますが、例えば木質化した場合、さらに上乗せができるのかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員御質問の補助金につきましては、先ほど御紹介あったとおり、1件当たり最大120万円の補助金額となってございます。

県内の市町村と比較いたしましても、多くの支援をしている状況でございますので、またこの補助金につきましては、木質化の活用も可能となっておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

一方で、住宅をリフォームする場合の補助金も設けてございまして、住宅リフォーム支援事業費補助金となってございますが、県産材を一定程度使う場合の条件になりますが、最大30万円の補助をしてございます。先ほどの補助金と併用して使うことが可能となってございますので、そちらもぜひ御活用いただきたいと考えてございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

確かに120万円は結構出しているという感じがしていますし、住宅リフォームのほうは県ですね。置賜地区は少し件数が少ないと見ておりますので、この辺も使っていただきたいと思っているところです。

例えば、これに上乗せするという判断ができる

とすれば、森林環境譲与税は使えるものかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 森林環境譲与税をその財源として充てることは可能であります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。検討することができるということですね。

続いて、公共施設のほうです。改修のときの木質化について、米沢市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針にも書いてありますが、可能な限り公共施設等の整備において米沢産材を活用するとともに、さらなる利用促進を図っていくと書いてあります。

公共施設の改修は、近々ですと設備関係しかないというお話をされたけれども、改めてお教えただけまでしようか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 公共施設の整備に当たりましては、用途や工事内容にもよりますが、新築工事に限らず、改修工事においても積極的に木質化を図ってきたところでございます。

改修工事で木質化した主な施設の木材の使用量につきましては、概算となりますが、もくいくひろばで13立方メートル、くてもで25立方メートル、米沢産の杉材を活用しているところでございます。

今後につきましても、より一層の木材活用、利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、南成中につきましても、積極的に米沢産の木材を使用していきたいということで、約150立方メートルの米沢産の杉を使う予定をしているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

くても25立米、南成中150立米ということでした。これからもどんどん使っていきたいと思います。

そのときに、立米数使っていくと、ストックヤ

ードが必要になってくると思います。木材の保管です。木材を伐採して、運搬して、製材して加工、あとは2次加工をするときに保管場所、木材を置いておく場所が必要だと思っています。

逆に、ストックヤード、先ほどの南成中ですと150立米です。木材を置いておけない、使いたいときに木材がありません、乾燥していないので使えませんという話になってしまふ可能性もあると。まさに、南成中のときはできましたけれども、今の状況です。

ストックヤード、例えば今後廃校になってしまふ学校がありますけれども、そういった部分も使える可能性があるかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 その可能性はあると思います

けれども、確かに木材のストックヤードを整備することによりまして、季節や市場動向による木材需要の変動に柔軟に対応できる体制にはつながると思います。

学校の利活用もありますが、その必要性や規模などについては、置賜の他の地域の施設などの状況も踏まえ、関係者と協議会の中で十分に検討していくかなければならないと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

ストックヤード、やはり木材というのは生き物というか、乾燥していないと使えませんし、切っておかないとすぐに使えるというものではないので、ストックヤードが必要だというところであります。

続いて、自伐型林業の話も含めて、林業の事業体についてお伺いいたします。

今、森林組合と、あとほか数社がメインだと思っています。今後は、自伐型林業も事業体の一つに入ると私自身いいなと考えているところです。自治体によっては、かなり力を入れ始めているところもあるようです。

自伐型林業を改めてここで定義しますと、小規

模で2.5メートル程度の幅の小さい林道を造りながら、なおかつ3トンぐらいの小さいバックホウ、重機で道を造りながら施業するというやり方です。

私も先日、南三陸の自伐型林業の山を見てきたのですけれども、細かいところを言うと、本当に山の水の流れ、木と木の間の風の抜け道、あとは地上からは見えない木と木の根っここの関係を考慮して木を育てると、そういう施業を全て自分たちでやるというものです。

通常、伐期50年くらいでしょうけれども、自伐型林業は木を選んで切りますので、例えば市場で1本の丸太が200万円とか、銘木です。今の状況から見ますと、かなり付加価値をつけて売ることもできるようになると。

それで、私の考えとしては、どちらか一方でというよりも、当分は森林の長期ビジョンの中で、大規模と小規模ミックスでやっていくというのも、今後の持続可能な林業経営としてありだと思っているところです。何を言っているかというと、森林組合のような比較的大きい事業体と、あとは自伐型林業系の小規模事業体のミックスでやっていくというのがいいと思っているところです。

もちろん今、米沢で自伐型林業をやっている方はいらっしゃらないと思いますので、何も言えないみたいな話になると思うのですけれども、施業を推奨する区域、針葉樹広葉樹混交林を目指す地域、あとは長伐期する区域なんかは、100年ビジョンを施行しようとしたときに、大規模事業体では対応できないところが出てくると思うのです。比較的大きな事業体、森林組合などは、皆伐されることが多いと思いますし、なおかつ設備投資して、分業して、比較的たくさん立米数を確保すると。そして、なおかつそこに間に合わないところ、例えば先ほども話が出ましたけれども、長伐期する区域とか、混交林を目指す区域、手間をかけてやる区域は自伐型林業の従事者に任せるという形で検討できないかと思っています。

私がいいなと思っているのは、自伐型林業は女性でもやれると、全国的に増えていると。なので、女性の働き方の一つとして、例えば本市に移住される女性の職業選択の一つに入れたいと思うところであります。

長くなりましたが、ミックスでやっていくというのも今後の持続可能な林業経営としてありだなと思うわけですけれども、当局としてはどのようにお考えでありますでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいま自伐型林業のお話をお聞きしまして、率直な感想でありますけれども、自分の所有山林を自ら経営、施業するということを基本にしながら、山を長期にわたって守っていくことにもつながるというお話だと思います。

現在の林業は皆伐が中心となっておりますが、それとは違う、むしろ古来といいますか、古くからの林業形態ではないかと思ったところです。

今お話にありましたように、様々な森林経営体が地域にあるということは、本市の約8割を山林が占めているわけですので、林業の振興とともに山の環境を守っていくことにもつながる重要な取組の一つだと思っております。

令和元年度から森林経営管理制度がスタートいたしましたけれども、今御紹介いただきました自伐型林業につきましても、地域において研究を深めていく課題の一つだと感じたところであります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

まず、民間で頑張るところといいますか、行政でやれるところ、民間でやれるところがあると思いますので、その辺は研究しながらと私自身も思うところです。

続いて、木育についてお伺いいたします。

先ほど、身近な消耗品を木工製品に替える取組ということで、選択肢に入れていただくということでお話を聞きました。木工製品はそんなに高い

ものでないので、ぜひ少しづつ替えていきたいと思っております。

課外学習について1点お伺いしたいのですけれども、結構、環境教育に関しては、郡部でやられている学校が登山関係が多いと見ておるのでですが、例えば町なかの学校も取り入れられないか、あるいはもう既にやっている学校があるのか、お伺いいたします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほど教育長が述べました事例の中には、郡部だけではなくて町なかの学校も含まれているところであります。

また、課外活動など特別活動としての実績ですか、環境に関わる学習についての実績も先ほど述べましたけれども、ほかにも日常の教科の中で、様々木や木材を取り扱った学習に、小学校も中学校も取り組んでいるところであります。

小学校ですと、生活科で身近な木の枝とか、木の実などを拾い集めてきて作品をつくる。中学年以降は、身近な素材としての木の板、木材等を加工していく。中学校につきましては、技術家庭科の技術分野の木材加工の時間を使って、当然その加工技術も学ぶわけですけれども、日常生活の産業の中で果たしている木材の役割ですか、木材の効果的な利用と生活との関係についてなどを併せて学んでいるところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

もう既に町なかの学校でもやられている、いろいろな取組がカリキュラムの中で入っているということがありました。

時間がなくなってきたので、木育の話で、山形大学工学部建築・デザイン学科との交流についてお伺いいたします。

これは、例えば何か交流を行うという場合、森林環境譲与税の中の木材利用、普及啓発関係の部分で使えるのかどうかお聞きしたいのと、あとはせっかく山大で建築関係の学科もできましたの

で、学生こそ山に行って現場を見る必要があると思っています。

その辺、山に行く機会を設けたいところですが、山大と話されたりということはないでしょうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 具体的な連携は、今行っていないところです。

森林環境譲与税の充当というお話がありましたけれども、そのほかにも県のやまがた緑環境税がありますので、普及活動についてはそういう財源も活用することは可能だと思っております。

また、学生との交流でありますけれども、交流によって新しいアイデア、提案が生まれる可能性もありますので、ぜひ山形大学工学部建築・デザイン学科との交流連携についても考えていきたいと思います。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ぜひお願ひいたします。

例えば川下のほうでいうと、今、工務店とか設計士とかいらっしゃると思いますけれども、意外と川下にいる関係者は、製材された木材については精通しているけれども、山を見に行ったことがない。あとは、50年以上も前に植えてもらって、50年かけて育った木材を使っているという感覚がないまま、木造化、木質化に関わっているという方が結構多いと思っています。なので、学生のうちから機会を設けるのは大事だと思っているところです。

続いて、姉妹都市との連携についてお伺いいたします。

姉妹都市、例えば東海市は林業従事者が少ないのでないかと私自身見ているのですけれども、去年、私も東海市にお伺いしたのですが、駅前などかなり再開発、整備がなされていて、財源が潤沢にあるのだと思ったところです。

東海市の再開発自体は、木造化、木質化ということではなかったのですが、何を言いたいかとい

うと、森林がない都會と森林がある米沢市、先ほど壇上でもお話しいただきました、連携できないかと。都市部の連携でいうと、昨年東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を米沢市も結んでいます。この辺の連携については、改めていかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 東海市のお話がありましたけれども、東海市では水源地に当たります長野県木祖村と連携し、東海市内の小学校のげた箱を長野県産ヒノキ材で製作、更新する取組を行っております。

また、本市では、今御紹介ありましたけれども、昨年度港区との連携協定を結ばせていただいたところです。そのような機会を捉えて、生産、加工される木材、そういうものが他地域で使用される機会の創出ということは大事ですので、都市部での森林のないところでの森林環境譲与税の使い道として、本市と連携するということは非常に大事な視点だと思っております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 東海市は、長野県の木曽ヒノキが有名なところでしたね。米沢市も、そういう連携ができるところを見つけてやっていきたいところです。

港区だと今、高輪ゲートウェイ駅前なんかは再開発されていて、かなり木造化していると思います。こここの木材は多分神奈川県小田原市周辺の木材だと思いますので、そういうところも含めて、担当は森林農村整備課ですけれども、商工課も含めて米沢の木材を使えるようにストックしておく、あとは営業をかけに行くことが必要だと思うところです。

では最後、安部産業部長と近藤市長につづつ質問させてください。

まず、安部産業部長。今年6月の大雨で、大平温泉は土砂崩れといいますか、山の斜面が崩れて、一部登山道が通れなくなるということがあった

と思います。観光課にはかなりお世話になったと聞いています。

米沢市は人も多いわけですけれども、山の中にはありますので、雨が降るとどこかが崩れるということが毎年起きています。そういった部分は、森林環境譲与税の中の森林保全に該当するような形で使えないかどうか、確認させてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 森林環境譲与税の充当については、今回の土砂崩れによる登山道の整備には充てられないことを確認したところがありました。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 分かりました。

毎年必ず大雨で何かがあるというところなので、基金的に使えるものがないかと私自身も勉強しているところです。森林環境譲与税は使えないということですね。分かりました。

続いて、最後に市長にお伺いいたします。

100年の長期ビジョンの策定についてですけれども、100年ビジョンといいますと、何代にもわたって市長も替わると思いますが、そういう意味では現市長の近藤市長の役割は非常に重要です。

冒頭にも申しましたとおり、林業は100年単位です。今植えた木材が立派に育つのは大体50年後、基本的に我々は見られません。100年ビジョンに携わっている行政の職員の方々も見られない人が大半です。

今、見えないものに対して、未来に対してお金をかけて経費や人を投入して山の整備をするというのが100年の長期ビジョンの話です。そのあたり、最後に市長のお考えをお聞きしまして、私からの質問を終わりにしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

お答えする前に、高橋議員は、木材関係の事業も携わられているので、大変深い御質問をされていると思って勉強させていただきました。ありがとうございました。

100年ビジョンの件でありますけれども、私はこう考えています。100年という非常に雲をつかむような話になるかもしれませんけれども、これは地球環境問題もそうですけれども、つくり方として、バックキャストというのでしょうか、あるべき姿というのをまずどんと考えて、こうあるべきだということを考えて、そこから引いていくというのでしょうか。まずこうあるべきだという理想論をきちんと掲げることが、実は大事なのではないかと思います。

100年ビジョンというと、積み上げていってしまうとなかなか難しいのですけれども、こうあるべきだというのをまずどんと出して、例えば地球温暖化もそうですけれども、温室効果ガスをこれだけ減らすのだということを出して、そこからどうするということを考えていくことが長期ビジョンの場合は大事ではないかと、実はこう思っておるのです。

そういう意味では、森というのはいろんな役割を持っていて、もちろん森林だけではなくて、海を整えるために森は重要であるとか、様々なその役割があるわけでありますから、そういう森をどう整備するか。また、それこそ鳥獣問題を考えるに当たっても森の整備は極めて重要ですし、もちろんりわいとしての林業というのも大事ですけれども、森の多い国、水源の確保というのを含めて非常に多面的な役割があるので、森を日本国としてどう維持するのだ、そして特に山形県として、山の国山形県としてどうあるべきだということを、きちんと米沢としても私は理想論を出すべきかと思っています。

そして最後に、この間、山形大学の幹部の方とお話を歩いていて、山大農学部が非常に森林整備について今研究を深めています。まさにそういう山形県の森のありようを今農学部が非常に研究を深めているので、この100年ビジョンの策定においても、ぜひ山形大学農学部と連携をさせていただいて、置賜なりの森の在り方、管理の在り方

を考えていくことが大事かと思っております。

少し漠とした話で恐縮ですけれども、森林自体、非常におっしゃったように50年先、100年先の話でありますけれども、まさに治山治水でありませんけれども、森を治めるということ、川を治めるということは、政治の要諦だと思っていますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○相田克平議長 以上で3番高橋千夏議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

~~~~~

午後 1時09分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、栗子山風力発電事業について、1番佐野洋平議員。

〔1番佐野洋平議員登壇〕（拍手）

○1番（佐野洋平議員） これより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、傍聴にお越しの市民の皆様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。また、市議会のユーチューブで御覧いただいている市民の皆様もおられるかと思います。重ねて御札を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、栗子山風力発電について、このたびは一般質問をさせていただきます。

現在、事業計画段階にある栗子山風力発電事業は、正式な事業名称は（仮称）栗子山風力発電事業として、JR東日本エネルギー開発株式会社が令和元年、2019年7月3日に公表した事業です。

事業者によると、当該事業の内容は、米沢市と福島市の境界付近の栗子山南側山稜上に、高さ最大168メートルの風力発電機を最大10基建設しようとするものです。発電所出力は最大3万4,000

キロワットであり、これは年間一般家庭約2万6,000世帯分となります。対象事業実施区域の面積は約260ヘクタール、改変面積約31ヘクタールの大規模な事業です。運転開始予定は2029年3月、事業予定期間は20年間です。

しかしながら、当該事業には重大な懸念も示されてきました。対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、決められた流れに沿って事業者自らが調査、予測、評価する環境影響評価手続、いわゆる環境アセスメントでは、特に令和6年8月26日の山形県知事意見では、谷筋の大規模盛土の土砂崩壊による土石流の発生や対象事業実施区域内に地滑り地形が存在することから、本工事に伴う地滑りの発生など土砂災害の懸念、さらに対象事業実施区域内は絶滅が危惧されるニホンイヌワシの飛翔が多数確認され、重要な採食地、餌場になっており、事業対象区域近傍では営巣している蓋然性が高いとして、事業の取りやめも含め抜本的な事業の見直しを求められています。

さらに、同年8月29日には、米沢市長は当該事業の必要性や不可逆性、本市の自然や環境、景観、精神文化との調和、本市への地域裨益など総合的に熟慮・検討した結果として、当該事業の全面白紙撤回を求めました。

このような山形県知事、米沢市長による意見や申入れの背景には、栗子山風力発電事業の懸念点や問題点を踏まえ、米沢市や米沢市議会、米沢市民への啓蒙活動や署名活動を通じて、米沢市民の知る権利を行使された米沢市民の有志の方々の存在があったことは、ここで一言申し上げておきたいと思います。

現在、国際的な地球温暖化防止、環境保全の流れは、再生可能エネルギー等の導入によるカーボンニュートラル、脱炭素化によるだけでなく、再生可能エネルギーの不適切な導入を指導するこ

とを含め、生物多様性の損失を阻止し、自然資本を増やしていくことを意味するネイチャー・ポジティブ、自然再興の考え方方が主流になりつつあります。

気候変動対策と生物多様性保全は、どちらも将来世代につながる極めて重要な問題であり、一方の問題解決のために、もう一方を犠牲にすることは望ましくありません。これらがどちらも両立するような最適解を試行錯誤の中で模索し、政策実行していくことこそが、米沢市のような豊かな自然環境、生物多様性、歴史文化、精神風土が醸成され保存してきた美しい山岳盆地のまちの未来像のはずです。

私も、米沢市民の方々と栗子山風力発電事業の内容や実態を学び、調査する中で、多くの課題が見えてきました。一言で言えば、なぜいまだに米沢市民に十分に事業内容が理解されていないのか。つまり、情報公開、情報の見える化はもちろん、それだけでなく内容の理解、分かる化、そして何が大切で重要なのか重みづけ化することで、説明責任、アカウンタビリティーを果たす必要があると思います。

米沢市長による全面白紙撤回の申入れという大きな判断がなされた今現在においても、その大きな判断がなされた事業自体の前提事実とその詳細内容について、米沢市民の皆様の間には情報格差があります。

そこで、具体的な質問内容は以下のとおりです。

大項目、栗子山風力発電事業について。

小項目 1、栗子山風力発電事業に対する米沢市長の見識と見解、その評価等について。

小項目 2、栗子山風力発電事業に関する米沢市の行政手続上の対応について。

小項目 3、米沢市が把握する栗子山風力発電事業の現場状況とその評価について。

小項目 4、栗子山風力発電事業と景観法や米沢市景観条例との関係について。

小項目 5、事業説明会に対する米沢市の評価に

ついて。

以上について御見解をお知らせいただきたいと思います。

演壇からの質問は以上となります。

○相田克平議長 近藤市長。

[近藤洋介市長登壇]

○近藤洋介市長 佐野議員の御質問にお答えいたします。

私からは、1、栗子山風力発電事業についてのうち（1）栗子山風力発電事業に対する米沢市長の見識と見解、その評価等についてお答えいたします。

佐野議員の御指摘のとおり、米沢市は8月30日に私が記者会見を開き、栗子山に風力発電事業を計画しているJR東日本エネルギー開発株式会社に対して、同事業を全面撤回するよう求める申入れを29日に行ったことを発表いたしました。

以下、同事業に対する見解、そして経緯を御説明申し上げます。

本来、風力発電などの再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの脱炭素化、地球温暖化対策に資するものであり、地球温暖化防止を進めていく上で非常に重要な取組であります。しかし、その導入に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、環境保全に配慮し、地域との共生、住民の理解が欠かせないと考えます。

当該事業者は、これまで環境影響評価準備書の手続を進める中、住民からの事業計画に対する様々な意見や事業への懸念に対し、誠実かつ丁寧に説明してきたとは言えず、住民の理解が得られたとは言い難いと認識しております。

本市としても、準備書に対する意見において、市民の理解が必要不可欠であり、事業者として説明責任を果たすよう求めてまいりました。また、住民の意見を真摯に受け止め、事業計画に適切に反映されない場合は、事業計画を是認しない可能性があるとして、5月10日付で提出し、事業者に対し対応を求めてきたところであります。

当該事業者は、本市意見書や住民からの意見等を踏まえ、本年8月4日及び5日に住民説明会を開催されましたが、極めて不十分な回答が多く、本市民の理解が得られたとは言い難いものでありました。

したがって、翌8月6日に事業者に対して、早期に追加説明会を開催すること、また準備書、会議録の公開を文書で、また本市への地域貢献の内容を具体的に提案するよう口頭で求めてまいりました。しかし、8月26日の事業者の回答は、本市が期待するものとは大きく異なるものがありました。同事業者には、本市や住民との協力関係を構築する意欲が欠けていると受け止めております。

さらに、8月26日に発表されました山形県知事意見書では、イヌワシの保全、造成地の崩壊及び土砂流出、地滑り等、様々な懸念や、必要な調査、対策を講ずることを求めており、極めて厳しい内容になっております。特に、イヌワシの保全については、県独自の調査や専門家からの意見を踏まえ、事業の取りやめも含めた抜本的な事業計画の見直しを求める内容となっていました。これは事業の根幹に関わる重大な懸念であり、本市としても重く受け止める必要があると考えます。

このような状況を踏まえ、市民や専門家からの懸念や指摘、リスクが完全に解決されない場合に、起きてからでは後戻りできない状況に陥るおそれがある不可逆性、本市の自然や環境、景観、安全性、さらには本市への地域裨益など総合的に熟慮、検討した結果、本市としては本事業をこのまま進めるべきではないと判断いたしました。府内幹部と協議をし、申入書の形で提案することを決断した次第であります。

以上のことから、8月29日に同社本社を訪問、松本義弘社長と面談し、全面撤回を求める申入れをした次第であります。

今回の申入れは、現在進められている環境影響評価法、いわゆる環境アセスメントの枠外の意思

表示であります。しかし、環境アセスメントの手続の中で、計画の見直し等により改善が仮に図られたとしても、多くの市民の不安を払拭するのは極めて難しいと考えます。対話と実行が私の信条であります。これまでの市民の方々との対話、事業者との意見交換、姿勢、山形県の見解等々を総合的に検討し、事業の撤回を申し入れました。

最後に、事業者の親会社、鉄道という公益事業を担う東日本旅客鉄道は、本市にとってはある意味パートナー企業のような存在であります。だからこそ、その子会社であるJR東日本エネルギー開発株式会社においては、立地自治体である本市の考えを十分に受け止め、再考をお願いしたいと考える次第であります。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

[佐藤明彦市民環境部長登壇]

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、栗子山風力発電事業についてのうち（2）と（5）についてお答えいたします。

初めに、（2）栗子山風力発電事業に関する米沢市の行政手続上の対応についてですが、現在、環境影響評価の5段階のうち3段階目、準備書手続が行われている現状ですが、令和元年8月7日には1段階目の計画段階環境配慮書について、また令和2年5月19日には2段階目の環境影響評価方法書について、そして令和6年5月10日には3段階目の環境影響評価準備書について、それぞれ市長意見を山形県知事に提出しております。

このほか、事業者から本市への届出として、事前調査用の風況観測塔を設置する際に、立木を伐採する必要があるため、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」が、令和元年度から令和5年度にかけて本市に対して届け出されております。担当課ではその内容を十分確認し、米沢市森林整備計画に適合していることを確認しております。また、伐採が完了した際に提出が義務づけられている「伐採に係る森林の状況報告書」についても提出されております。

さらに、景観法に基づく届出として、令和3年から令和5年にかけて風況観測塔の設置に関する届出が2件、仮設道の造成に関する届出が1件提出されております。いずれの届出についても、米沢市景観計画の景観形成基準に適合していることを担当課にて確認をしているところです。

また、令和4年度には、連携開閉所予定地に関して、農振除外要望書を農政課に、農地転用申請書を農業委員会に、埋蔵文化財発掘の届出を教育委員会宛てにそれぞれ提出されているものでございます。

次に、（5）事業説明会に対する米沢市の評価についてお答えいたします。

本市意見書や住民からの意見等を踏まえて開催されました8月4日から5日の説明会の開催に当たりましては、住民への分かりやすい説明を要請し、本市への裨益、地域貢献を具体的に示した上で、質疑応答の方法を工夫するように事業者に要請したところでございますが、本市の意向に沿うような説明会ではなく、今後検討すると答えた場面も多く、質問や意見に対する回答は誠意が感じられず、住民の理解を得られたものではなかつたとの印象を持ったところでございます。

このため、翌8月6日には、事業者に対し追加説明会の開催や準備書、会議録の公開、本市への地域貢献内容の提案を求めました。その回答につきましては、8月26日に事業者から提出されましたが、本市が期待する内容とは大きく異なるものとなっており、本市や住民との協力関係を構築する意欲が欠けていると捉えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、（3）に関し、森林法に基づく届出についてお答えいたします。

森林法に基づく事業者から本市へ提出されている届出は、風況観測塔の設置に関する9件の伐採

及び伐採後の造林の届出書と、伐採完了の際に提出する伐採に係る森林の状況報告書となります。

本年5月14日には、環境課、森林農村整備課、都市計画課が事業所立会いの下で現場状況を確認いたしましたが、その結果、現場と届出内容との間にはそごがないことを確認しております。

しかしながら、仮設道の造成工事については、事前協議の中で、その工事区域のほとんどが直径の小さな灌木で構成されていることから、伐採及び伐採後の造林の届出書の対象外として進めておりましたが、現場確認では一部に直径の大きな木の伐採跡が見受けられました。この件につきましては、現場確認時に、事業者に対し口頭指導を行い、その後、市と県で協議を重ねた結果、小規模林地開発計画書を県へ提出するよう事業者に対して是正指導を実施し、本年7月30日に提出されたことを確認しております。

今後も、森林法が円滑な運用をされるよう努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、（3）米沢市が把握する栗子山風力発電事業の現場状況とその評価についてのうち、景観法に基づく届出についてと、（4）栗子山風力発電事業と景観法や米沢市景観条例との関係についてお答えいたします。

栗子山風力発電事業の事業者から本市へ提出されている景観法に基づく行為の届出は、先ほど市民環境部長から答弁があったとおり、風況観測塔の設置に関する届出が2件で、仮設道路の造成に関する届出が1件となります。なお、仮設道路の造成に関する届出1件については、事業者から行為の着手はしていないとお聞きしているところでございます。

本年5月14日には、環境課、森林農村整備課、都市計画課が事業者立会いの下で現場状況の確認をいたしましたが、その結果、風況観測塔の設

置に関する届出の2件につきましては、現場と届出内容との間にはそごがないことを確認したところであります。

しかしながら、既に整備が完成している作業道につきましては、事業者より、土地の形質の変更面積は、延長に切土・盛土を含めた平均4メートルを乗じた範囲であり、届出対象基準の3,000平方メートルを超えていないため対象外である旨の説明を受けておりましたが、図面と現地を照合しながら確認作業を行ったところ、切土・盛土を含めた平均幅が事業者説明の4メートルより広い可能性などがあり、結果として届出対象基準の3,000平方メートルを超える疑義が生じたことから、事業者に対し、既設の作業道の出来形計測を行った上で、その結果を提出するよう要請したところであります。

なお、現在の状況ですが、事業者から出来形計測の結果が示され、作業道の面積が3,000平方メートルを超えているとの報告を受けたことから、本市といたしましては、出来形計測結果の下に現地にて計測し、事実の把握を行うべく、現地確認の日程を調整しているところであります。

また、併せて事業者に対し、3,000平方メートルを超えた経緯について理由書の提出を求めております。

今後につきましては、無届けでの行為の着手案件として確定した場合には、法律に照らし合わせながら、事業者に対し適切に指導してまいりたいと考えております。

次に、(4)栗子山風力発電事業と景観法や米沢市景観条例との関係について、どのような法律関係があるのかについてお答えいたします。

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観を形成するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講じることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民の生活の向上並びに国民経済

及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的にしているもので、本市の景観条例は、この景観法が委任する景観計画の策定や景観形成を進める上で本市独自の事項などを定めることにより、豊かさと安らぎを感じ、市民が誇りと愛着を持てる景観を形成し、もって市民生活の向上に資することを目的に制定しているものでございます。

風力発電事業につきましては、その立地によって、周囲の景観に大きな影響を与える可能性があり、特に山間部など自然環境が豊かな地域では、その美しい景観が損なわれる懸念があるため、一定規模以上の風力発電事業は、景観法に基づく手続を踏むことが規定しております。

御質問の栗子山風力発電事業は、景観計画区域内の自然景観保全地域に位置し、高さ168メートルの工作物10基を新設予定とされており、当該行為は届出基準の高さ13メートルを超えることとなることから、景観法の届出が必要となるものであります。

次に、これまで本市における風力発電事業の際の具体的な事例に対する法律関係の適用、当てはめについてお答えいたします。

これまで本市で受理した風力発電設備は、板谷地区で整備された風力発電設備4基がありますが、風力発電設備におきましても、景観法に基づく届出書が提出されており、景観計画に定められている景観形成基準に沿って確認し、適合通知を発しております。

審査に当たりましては、具体的な景観形成基準の確認項目といたしまして、形態意匠、色彩、高さ、位置、緑化、眺望景観の6項目について確認しており、形態意匠につきましては、景観形成基準が周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫することとなっているため、全体平面図、風車配置図及び「風力発電4基を適度な間隔に配置した」という事業者の配慮内容を総合的に判断しました。

色彩については、基準が目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすることとなっているため、届出書に記載のマンセル値を確認し、「色彩は通常の風力発電機の色彩である白を基調として派手な色彩にはしない」という事業者の配慮内容がありました。

高さについては、基準が周辺の景観に配慮した高さとすることとなっているため、眺望景観検討図及び「高さは風力発電設備の仕様である120メートルは変えられないことから、周辺眺望点から目立たないようスカイラインに突出していない」という事業者の配慮内容を総合的に判断しました。

位置については、基準が尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること、鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮することとなっているため、眺望景観検討図及び完成イメージ、「国道13号及び東北中央自動車道から視認できないことを景観調査によって確認した」、さらに「電力供給は既存の電線、鉄塔へ接続するものとし、接続ケーブルは地上をはわせるなどして周辺から視認困難な形にした」という事業者の配慮内容を総合的に判断しました。

緑化については、基準が道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めることとなっているため、「工事用道路のり面については早期の緑化に努めることとした」との事業者の配慮内容ありました。

眺望景観につきましては、基準が景観計画に定める保全対象の眺望景観における視点（国道13号、東北中央自動車道など）からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと、工作物の高さは、景観計画で定める視点と主対象の上端を結ぶ面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和が取れたものとすることとなっているため、眺望景観検討図、「景観調査による検討の結果、視点から主対象までの間には

立地上、工作物（風車）が視線に入ることはない」という事業者の配慮内容を総合的に判断しました。

このように、項目ごとにその配慮内容が景観形成基準に合致しているか検討し、可否を判断したところであります。

栗子山風力発電設備についても、事業が認可され、事業に着手する段階となったときは、板谷の風力発電設備と同様に、景観法に関する届出が提出されるものと考えております。提出された際には、景観形成基準に基づいて可否を判断していくと考えております。

なお、本市の景観条例及び景観計画に定める景観形成基準は定量的基準ではないため、申請に当たっては景観法上の事業者の責務をしっかりと理解していただくとともに、本市とコミュニケーションを図りながら行為の届出の運用を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 御回答のほどありがとうございました。まず、私のほうから質問させていただきます。

今、各部長の答弁の中で、事業者の届出と現実、現場が合致していないという事実も2点ほど確認されたと思います。

また、これは9月2日のさくらんぼテレビの取材で、事業者側が現時点で撤退は考えていないと担当者が取材に答えています。

まず、今の2点、現場と届出のそご、そして現在本市が公式で全面白紙撤回を求めていたるにもかかわらず、担当者からこのような発言が出ることに対するお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほど壇上でも答弁させていただきましたが、既設の仮設道路におきまして、事業者からは3,000平米を超えていないという判

断の中で届出がなされていなかったということについては、非常に我々としても遺憾であると思ってございます。

そのようなことから、先ほど答弁をさせていただきましたが、今後につきましては理由書を求め、景観法に基づいてしっかり是正するような行政指導をしていきたいという考えを持っているところでございます。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 事業者からは、その後、本市に対しては連絡というものは特に受けていないところでございます。

市長が全面撤回の申入れをして、日合いがないということもございますので、事業者の考えがどのようなものかというところまでは、我々としては把握しておらないのですけれども、現時点で事業者はそのように考えているという認識を持たざるを得ないということだと思っております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 今の御答弁で、大変遺憾だという話がございましたけれども、今回、近藤市長が、環境アセスの枠外で全面白紙撤回をお求めになった。この事実は、市長としても大変重い御判断をされたのだと私は思っています。

そのような中で、担当者が事業撤回、撤退は考えていないと、これやはり軽率な発言であったろうと私は考えました。この点、近藤市長、もし御所見あれば結構でございますが、何かお考えございますか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 私は29日に社長とお会いをして、1時間ぐらいお話をさせてもらいましたが、そのときに私どもの申入れをお伝えしたわけあります。

松本社長からは、この市長の米沢市の考え、我々としては残念な、我々というのはJR側からすれば残念な申入れだけれども、見直すことはできないのですかというお話がありましたが、これは文

書で私が申し出ているので、これが我々の考え方ですでの変えることはありませんと明確に申し上げ、社長からは米沢市の考えは分かりましたということで、それで終わっているわけであります。

したがって、御返答は当然社長からあるものと思っておりますので、報道ベースで担当者の方がどうおっしゃったかというのは私は存じ上げないので、特段所感を申し上げる立場にはございません。御回答があるとすれば、社長なり、それなりのしかるべき方からきちんとした形で御回答があるものと思っておるところであります。

加えて申し上げると、まさに佐野議員おっしゃるように、これは枠外とはいえ、枠外がゆえに重たい判断をさせてもらったと思っております。したがって、29日、当事業者に伺った当日に、私としては経済産業省本省にも訪問して、この問題の事務方の責任者である方に面談をし、米沢市はこういう申入れをいたしましたということの説明をさせていただいたところであります。

あくまで、これは別に法的な話ではありませんけれども、米沢市としてこういう立場であるということを最終的に決定する、経済産業省にもしかるべき立場の方にお伝えをしているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

まず、質問をする前に、今回、議長許可を得ておりますと、栗子山風力発電事業の全体図を映していただければと思います。

これは、準備書の各ページを全てつなぎ合わせたものです。準備書では、各ページが1個1個、10基の風力発電が1ページ、1ページになっておりますから、全体図として見るということはできません。これをつなぎ合わせると、大きな全体像が浮かび上がってくるわけです。

先ほども申し上げたとおり約260ヘクタール、改変面積は約31ヘクタールと大変規模の大きい開発内容になっています。

そして、ぜひ皆さんに、この栗子山風力発電の事業区域について少し想像力を張り巡らせていただきたいと思います。

これも準備書の事業者のつくった資料の記載のとおりでございますが、対象事業実施区域及びその周辺における環境省のレッドリスト2020とレッドデータブックやまがた「山形県の絶滅のおそれのある野生動物」2019年改訂版の中で、動物の重要種、要するに今言った絶滅が危惧されるような重要種が、哺乳類17種、鳥類78種、爬虫類7種、両生類10種、昆虫類110種、魚類17種、底生動物9種、陸産貝類7種、そして植物種73科214種という準備書の記載があります。

私が何を申し上げたいか。栗子山は、私もこれを調査する中で大変びっくりしました。レッドリスト、このような生物多様性で、しかも生存が危ぶまれるような生物種がたくさんすんでいる、生息する、そしてそれがこれまで生態系を保持してきた場所だということです。この重みを私たちはまず理解する必要があるのではないかということです。

また、その中にイヌワシをはじめとする、イヌワシに象徴されるような希少猛禽類がいるわけです。

今回、山形県知事の意見書において、事業者と山形県知事意見では、イヌワシに関する大きな理解のそごがありました。営巣地は離れているとして、営巣地は確認できなかったとした事業者に対して、山形県知事意見書では、総合的に判断すると、準備書に記載している10キロメートル離れた営巣地のペアのほかに、事業実施区域近傍でイヌワシが営巣している蓋然性が高いとしています。

さらに、イヌワシは採食地が少なくなっていることから絶滅が懸念されているわけですが、この点においても、発電機を設置する尾根沿いは餌資源が少なく主要な餌場ではないと予測していると事業者がしたのに対して、山形県は、餌資源量指数が高く、イヌワシにとって貴重な採食地とな

っている可能性が高いとしています。

これだけ事業者と県知事意見の間にそごがあるということが、どういうことなのか。この信頼性を失わせているとしか考えられないわけですが、この点、環境課として、このような事実を踏まえて、米沢市は栗子山に対してどのような思いを抱くか、御所見があればお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今お話のありました希少な猛禽類ですとか、生物多様性の関係では、非常に重要な環境面での大きな課題と認識しております。

ただ、我々米沢市としましては、そこまでの知見を持ち合わせているものではないということで、どうしても判断が、専門家の議論をいただく県なり国なりにならざるを得ないところがありますので、皆様方からいただいた御懸念などをしっかりと伝えながら、専門家による判断を仰ぎつつ、この事業については評価をしてまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

今、市民環境部長がお答えのように、基礎自治体において、法的な権限上、なかなか専門的な調査、そして事実把握まではいかれない現状があるということです。

やはり今回の栗子山風力発電、まず第3段階において全面撤回を申し入れるような状況になっていることに関して、この環境アセスメントの手続が、基礎自治体が置き去りになっているような制度であるという認識がやはり必要なのではないかと私は思います。

先ほど、私は壇上から、カーボンニュートラル、脱炭素化だけではなくて、2022年に新しく世界目標として、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されています。そして、その中で、カーボンニュートラルだけではなくて、ネイチャーポジ

タイプといった新しいバランス基準といったものを設けた上で、今こういった栗子山のような生物多様性豊かな場所と、これから地球規模の地球温暖化のためにカーボンニュートラルが進んでいるわけですが、そのバランスを取ろうとするわけですが、やはり米沢市のような自然豊かな基礎自治体においては、ネイチャーポジティブをしっかりと受け止めて研究し、今後のまちづくりの環境基準の準則にしていく必要があるのではないかと思うわけです。

これまでのように、世界、国、そして地方に政策が下りてくる、それだけでは現在の気象の大きな地球環境の変化の中に対して、地方が独自性を持った政策を打つことが遅れるのではないか、そのように危惧もしているわけです。

この点、いわゆるネイチャーポジティブですけれども、米沢市は現在どのような御所見があるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 申し訳ありません。ネイチャーポジティブということに関しては、私もあまり中身については存じ上げていないところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） はい、ありがとうございます。

私も調べました。米沢市の現在の私が議員としてアクセスできる情報データベースには、ネイチャーポジティブで検索しても、検査結果は1件もないです。つまり、何を申し上げたいか。これは2024年3月に、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律が閣議決定されました。大変最近です。ただし、環境問題は、かなり迅速に地方自治体の政策にも関わってきますから、ぜひこの点を加味して今後の脱炭素先行地域をはじめ、米沢市の今後の環境の在り方について迅速に御調査なさってお調べいただきた

いと思いますが、いかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 ネイチャーポジティブについては調べさせていただければと思いますが、現行の環境アセス制度におきましては、自治体は段階において意見を言う機会はございますけれども、その事業を拒否するという権限は持ち合わせていないと理解しております。最終的には地元の自治体の合意がなくても事業が可能になっている制度になっていると存じ上げているところでございます。

そういったことも踏まえまして、国では本年4月に再エネ特措法を改正しまして、説明会の義務づけなども行っております。

また、福島市などは、今、ガイドラインのほかに禁止エリアを設けるなどの条例の検討に入っているところで、そういう動きもございますので、そういうものとも併せながら、どのような本市としての対応ができるのかというところを、ネイチャーポジティブと併せまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

今御発言のとおり、近隣の福島市では太陽光パネル、風力発電に対する規制の条例の検討を始めたと先日報道がありました。

また、これは昨日の朝日新聞ですけれども、青森県は、太陽光、風力発電の開発と自然環境保護を両立させるため、区域分け（ゾーニング）案を示したとあります。

やはり県や基礎自治体が、いち早く、この環境問題、そしてカーボンニュートラルとの両立可能性を探る中で政策に着手できるか、こういったことが求められているのだと思います。カーボンニュートラルだけではなくて、ネイチャーポジティブの考え方を政策実行していく、これが米沢市のような豊かな地域資源がまだ残っている、そういう地域に求められる政策の構えだと思います。

次に、資料を見ていただきたいのですけれども、これアップにしていただけますか。これは道の駅米沢付近からの今回の栗子山風力発電事業の設置イメージ。もう1つが、下に行っていただいて、こちらは八幡原のほうから見た栗子山風力発電の設置イメージになります。ほぼ寸法等もある程度、私は専門家ではございませんから、おおよそこのような眺めになるということでございます。

また、先日、事業説明会がありましたけれども、その際に提出されたものは写真で撮った倍率1なのです。写真で撮った倍率1は肉眼の大きさではありませんから、およそ皆さんのが手元にあるスマートフォンの位置、これがあれだとすると、掛ける4倍、ズームで4倍すると肉眼ぐらいの大きさになると言われています。そうすると、この今見ていただいているものが広がるわけです。私の肉眼で確認したところ、もう少し恐らく大きく見えると思います。

このように米沢市の景観に関わってくる問題であります。先ほど建設部長のほうから、景観に関する事前の例をお出しいただきました。この点に関して、私のほうから確認させていただきますが、まず米沢市の景観条例をつくった際に、風力発電のような尾根上、山稜上に100メートルを超えるような大型建設物を想定していたかどうかですが、その点いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 本市の景観条例につきましては、制定されてから十二、三年たつわけでございますが、その時代にはやはり風力発電というものについては想定しておらなかったところで、景観条例につきましては、やはり市街地におきまして悪い景観をつくらないとの視点で、この条例及び計画をつくったという流れでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

そうですね。今確認させていただきましたが、やはり届出の高さですけれども、これは13メート

ルなわけです。13メートル以上は届け出なさいと。今回は168メートルですから、想定外の大きさになるわけです。

そして、事前の例で、周辺の景観に配慮した高さとすることという景観形成基準があります。米沢市には景観形成基準確認シートというのがございます。その中で、具体的に、先ほども御答弁ありましたが、120メートルは変えられないことから、周辺眺望点から目立たないようスカイラインに突出していないことを確認したとあります。

今回、168メートル、先ほど見ていただいたイメージ図ですが、建設部長に確認しますが、スカイラインに突出はしていますか、していませんか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 栗子山風力発電につきましては、現在見せていただいている内容であれば、スカイラインから突出しているものという捉え方をしているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

建設計画、これも準備書ですけれども、準備書では、尾根上に出てしまうと風が乱流になってしまって、尾根より下に建てるることは難しいという所見がありますが、そうするとやはり今回のこの景観形成基準確認シートのようなところでいくと、今後この基準を通らないような懸念が出てくると思います。確認しますが、そういう場合は、この米沢市の景観条例は法規範として有効に適用することができると思ってよろしいですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 本市の景観条例の立てつけいたしましては、現在こういう工作物、建築物につきましては、勧告までしかできないという中身になってございますので、行政指導の範疇の中という捉え方をしているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 時間も短くなってしまった。

やはりこれまでのお話ですと、米沢市の景観条例において168メートルが仮に環境アセスで通った場合、これは勧告なわけですから、強行された場合、止められないわけです。

やはり法が法として機能しない。せっかく米沢市は景観計画をつくったにもかかわらず、内容はすばらしいと思いますが、実効性がないものになってしまいというわけです。やはり私は、先ほども申し上げたように、今回このような問題に関して米沢市の当事者性がもっとしっかりと働く法規範制度も必要なのだろうという見解を持ったところです。

繰り返しになりますが、やはり地域の環境は地域住民が、米沢の未来は米沢の市民が決める、そういう時代になっているのだろうと思います。やはり当事者性をどう制度設計していくのか、本当に大切な問題だと思いますが、この点、近藤市長はどのようにお考えになりますか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。佐野議員の問題意識、よく分かります。理解するところであります。

当事者性を持つためにも、やはりきちんと事業者に入り口で情報公開させるということが重要かと思います。再エネ特措法でそういうことを一つ踏み込んだ形になりましたので、期待したいところであります。

というのも、今回の事案でも、去年10月にたしかデータ改ざんということでマスコミ報道となって、これが一部オープンになったのですが、しかし私、当時市長ではなかったのであれでけれども、全員協議会か何か、議場で、議会でも問題視されたのはたしかごく一部の先生だけで、太田先生、木村芳浩先生、佐藤弘司先生、議会事務局のほうではそうなっておりますが、そういう形で、市民全体でもまだ盛り上がらなかつた、分からなかつたということなのです。

ですから、ここまできてようやく問題が明らか

になったわけでありますけれども、やはり情報の公開を求めるということがまず第一歩。そして、市においても、ある程度強制力を持った力を持つ何かの措置は研究しなければいけないと、それは佐野議員のおっしゃるとおりだうと思います。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

今、近藤市長から、研究しなくてはいけないといった御回答をいただきました。ぜひこれから米沢は、地域は米沢でつくるのだと。米沢市民が、そして行政も当事者性を持って米沢の未来をつくっていくのだと、そういうまちであってほしいと心から思います。

今日は多くの市民の皆様が傍聴に来ていただいている。まだまだ分からぬこと、情報の格差があります。今後ともぜひしっかりとこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

私からの意見は以上になります。ありがとうございます。

○相田克平議長 以上で1番佐野洋平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

~~~~~

午後 2時20分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、有害鳥獣対策について外1点、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○18番（我妻徳雄議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの我妻徳雄です。よろしくお願ひいたします。

早速、質問に入ります。

大項目の初めに、有害鳥獣対策について質問し

ます。

本市は四方を山に囲まれ、山々が連なる中を鬼面川、大樽川、羽黒川、天王川などの河川が流れ、豊かな生態系を育んでいます。当然に野生鳥獣も多く暮らしています。鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものです。

昔から里山には様々な動物がすんでいます。かつて里山は人々の暮らしに必要なまきや炭の材料の供給源として定期的に伐採され、良好な環境が維持されていました。明るい里山は、人里への動物の侵入を防ぐ働きもしてきました。

しかし、近年、里山が放置されて、つる等が生い茂った密集した森林が広がり、動物たちが容易に人里に近づけるようになりました。増加する動物被害の対策は、周辺地域だけでなく、まちに住む人も含めて、本市全体の問題となっています。

私の住む田沢の里でも、20年ほど前まではどの畑でもトウモロコシやジャガイモ、キュウリ、カボチャなどのニホンザルの好物も普通に栽培できていました。しかし、今は電気柵がないと、これらの作物はニホンザルの食害に遭ってしまいます。

我が家でも、猫の額ほどの畑でナスやトマト、ネギ、里芋などを栽培していますが、電気柵を設置していないので、今年も何度かナスとトマトがニホンザルの食害に遭いました。

近年は、ニホンザル、ツキノワグマに加え、イノシシ、ニホンジカ、カワウの被害も報告されています。そして、それは拡大しているようです。

鳥獣被害防止計画では、効果的に防除するためには、一つに特化することなく様々な対策を効果的に組み合わせていくことが有効として、電気柵の設置や人等による追い払い等の被害防除、誘引物の除去、刈り払い等による環境整備、適正捕獲圧による個体数調整及び有害捕獲の実施の3つを総合的に講ずるとして対策を進めてきました。

初めに、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、

ツキノワグマ等の有害鳥獣の生息数とその捕獲数についてお尋ねします。

次に、ニホンザル対策について伺います。

本来、山の中で暮らす猿は、群れが生息するテリトリーの中で餌を確保します。しかし、近年は山と里の境界が曖昧になり、里に来やすい状況ができてしまいました。群れの生息域も、山の中から里までの広範囲となっています。

猿は、一度農作物を食べると、おいしいものと認識します。しかも、山で取る餌よりも量も多く栄養があり、猿にとっては魅力的です。その結果、怖がりながらも里へ来て農作物を食い荒らすのです。

餌が乏しい山奥のニホンザルは、初産まで生後6年から7年を要し、出産間隔は2年に1回以下とされています。そして、赤ん坊の死亡率は半分近くもあり、群れの頭数は現状維持が精いっぱい増えません。しかし、栄養が豊かな人里近くで生活する猿は、生後4年から5年で初産を迎え、ほぼ毎年出産が可能とされています。しかも、赤ん坊の死亡率も2割以下と低く、群れの頭数が数年で2倍になることもあるとのことです。

本市周辺部では、電気柵を設置する農家、家庭も増えてきています。設置した農家、家庭では、現在のところ被害が出ていないようです。

一方で、被害発生地区が移動、拡大しています。数年前まで被害報告がなかった館山や広幡地区からも報告が上がっています。そして、猿の行動が急激にエスカレートし、人を威嚇する個体も現れています。人的被害への心配が一層大きくなっています。この状況を放置できないと考えます。本市の見解をお聞かせください。

この間、個体数調整及び有害捕獲を一定程度実施してきましたが、被害地区、地域が移動しているだけで、同じように被害が出ています。無計画に捕獲をすれば、群れが分裂してしまい、かえつて被害が防ぎにくくなることも考えられます。

加害個体や攻撃性の高い個体、はぐれ猿を狙い、

捕獲を進める必要があります。加害個体を特定し、捕獲圧を高め、徹底した個体管理が必要ではないでしょうか。本市の考え方をお聞かせください。

猿の行動がエスカレートし、人家の屋根を走り回ったり、人を威嚇するなど、各種被害の報告が寄せられています。特に、人家近くに頻繁に出没する群れでは人なれが相当進み、女性や子供のみならず、成人男性にも牙をむき出して威嚇するまで悪質化、凶暴化している個体もいます。また、人家に侵入し、家の中を荒らす個体も出現しています。対策の徹底と、家の汚れ等の清掃等に対する被害の支援策が必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

本定例会に、ツキノワグマ、イノシシなどの捕獲に対しての支援が盛り込まれた補正予算が上程されています。先ほども申しましたが、人家に侵入したり、人を威嚇したりする加害個体を特定し、捕獲を推進するためには、それを見抜く力、ベテランの方の力が必要です。さらなる支援が必要ではないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

次に、ツキノワグマ対策について伺います。

本年4月に、ツキノワグマが指定管理鳥獣に指定されました。指定管理鳥獣とは、環境大臣が定めた集中的かつ広域に管理を図る必要がある鳥獣です。既に、ニホンジカ、イノシシが指定されています。今回、熊類が指定管理鳥獣に指定されたことで、駆除対策などが強化されることが期待されます。対応はどう変わるのでしょうか、お尋ねいたします。

ツキノワグマが出没した場合に、学校や地区コミュニティセンター等の関係機関とどのように情報を共有し、住民への周知等はどのようにしているのでしょうか、お尋ねします。

大項目の2点目のスポーツ施設の在り方の質問に入ります。

スポーツ基本法の前文には、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権

利とし、スポーツを行う人の権利、いわゆるスポーツ権、スポーツを通じた健康増進等について書かれています。

同第12条には、国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようになるとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないと記してあります。

また、第2期米沢市スポーツ推進計画では、市民の誰もがスポーツを通じ輝き活気に満ちあふれるまち米沢を基本方針に、誰もが楽しめる生涯スポーツ活動の推進、スポーツ団体等への活動支援、競技力向上へ向けたスポーツの推進、スポーツ活動の場の充実の4項目を基本目標に、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰もがスポーツに親しめるまちを目指すとしています。

本年6月に、総務文教常任委員会で、八幡原緑地テニスコートと八幡原緑地野球場を視察しました。両施設とも老朽化が進み、十分な修繕が行われていませんでした。本市の多くの体育施設が同様の状況にあるのではないかでしょうか。

今後、ますます進むスポーツ施設の老朽化や人口減少、厳しさの続く財政状況等を踏まえ、どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえ、どういったスポーツ環境をどのように適切に提供していくのか検討を進めることが必要と考えます。

初めに、スポーツ施設ストック適正化計画の策定について伺います。

令和3年6月策定の米沢市公共施設等総合管理計画・個別施設計画④スポーツ施設編でも、施設の概要や施設の老朽化の概要、施設を取り巻く課題、施設耐震化の有無などは分かります。しかし、利用状況や市民ニーズの反映、本年6月策定の第2期米沢市スポーツ推進計画を進めるための観

点が見えません。

スポーツは多種多様であり、スポーツ施設の種別も多様と言えます。体育館のように複数種目が実施できる施設もあれば、実施できる種目が限られる施設もあります。また、ジョギングやウォーキングのように、スポーツ施設を必要としないスポーツも多くあります。さらに、地域によって盛んなスポーツが異なることも踏まえると、必要なスポーツ施設は地域に応じて異なるとも言えます。

スポーツ庁では、体育施設の老朽化が進行する中で、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、スポーツ施設のストック適正化ガイドラインに基づく計画策定を促進しています。目的に応じて、最適な施設の規模や仕様が異なることから、一定規模以上の競技大会等を開催できる規模の施設は、大会に即し、同時に複数の競技者や試合が行えるような規模・仕様が求められるため、地域住民が日頃の運動のために利用するには過剰な施設となっている可能性もあります。

このような施設は、整備費、維持管理費とともに高くなる傾向にあり、それらに見合う利用が行われているのかをきちんと検証し、近隣地方公共団体との共有化を図るなど、整備・保有することについて慎重に検討すべきと考えます。

また、スポーツ実施率向上や生涯スポーツの観点からは、小規模なスポーツ施設があることが望ましい場合も考えられます。

このような検討を行い、本市全体にとって最適な投資が行われるようストック適正化が進められることが望ましいと考えます。本市も、スポーツ施設のストック適正化計画の策定が必要ではないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

次に、スポーツ施設を安全に活用するためにを伺います。

スポーツを行う目的は、競技力の向上から健康増進まで様々ですが、あらゆるスポーツの実施者

にとって、スポーツ施設は日常生活より激しい身体活動を行う場と言えます。また、全てのスポーツの実施者は、けがや故障ができるだけ避けたいと考えます。

スポーツ施設の老朽化によって、一般に事故の発生リスクは高まると考えられます。スポーツ施設の管理不足による事故、施設に起因する事故については発生しないように施設の管理を行う必要があります。本市の対策と見解を教えてください。

次に、スポーツ活動の場の充実について伺います。

令和4年度、令和5年度に実施した運動・スポーツ実施状況調査アンケートの本市が取り組むべき施策についてでは、どの年代からも公共施設の整備が半数ほど挙げられています。

第2期米沢市スポーツ推進計画の基本目標4のスポーツ活動の場の充実では、誰でも使いやすく、より良いスポーツ環境を提供するため、安全に配慮した施設管理と、利用者が安心してスポーツ活動が行える施設の計画的な整備を推進しますと記しております。現状を見ると、早急な施設の老朽化対策が必要なところ多く見られます。対策はどのように進めるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、市民合意の形成について伺います。

米沢市公共施設等総合管理計画・個別施設計画を進めるに当たって、施設の老朽化や財政負担を考えれば、人口減少に伴いスポーツ施設が減少することも想定していかなければならないかもしれません。

現在あるスポーツ施設の多くは、今後大規模改修に加え更新も必要になり、経費が急増します。維持管理や更新に向けた効率的な方法や財源確保が課題となります。どういったスポーツ環境をどのように提供していくのか、スポーツ施設の利用者、団体をはじめ、情報を共有し、市民合意を得ながら進める必要があると考えます。本市の見

解をお聞かせください。

最後に、使用料について伺います。

現在、スポーツ施設の多くは使用料金が設定されていますが、スポーツ施設をより長期間、安全に利用できる状況を維持するためであれば、使用料金について柔軟な検討、運用を行う必要があると考えます。

施設の運営維持管理、更新コストについて十分な情報公開を行い、どのくらいの使用料金で回収する必要があるのかの長期見通しや、使用料金の変更によって、どの程度施設の使用可能期間を長くできるのかなど、十分な情報公開を行いながら、利用者に対する合意形成を図り、使用料を決める必要があると考えます。本市の考えをお聞かせください。

以上で演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、1番、有害鳥獣対策についてのうち（1）と（2）についてお答えいたします。

初めに、（1）有害鳥獣の現況等についてですが、本市におけるニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの生息数と捕獲数については、まず生息数ですが、ニホンザルは本年3月現在の推定数は18群約760頭、ツキノワグマは県の調査によりますと、今年度当初の置賜地区での数字になりますが、推定数は1,284頭となっています。

次いで、イノシシについては、山形県の第二種特定鳥獣計画に獣種ごとの推定頭数が示されております。これによりますと、全県での数字になりますが、イノシシが平成30年度末現在で7,800頭となっております。

なお、ニホンジカについては具体的な生息数は分からず状況ですが、県内全域で捕獲されていることから、個体数は一定数いるものと考えられます。

次に、捕獲頭数につきましては、本市内における捕獲数を過去2年分お知らせ申し上げます。

まず、令和4年度につきましては、ニホンザルが59頭、ツキノワグマが33頭、イノシシが88頭、ニホンジカが45頭となっております。

次に、令和5年度につきましては、ニホンザルが78頭、ツキノワグマが39頭、イノシシが56頭、ニホンジカが3頭となっております。

なお、年度ごとの捕獲数の変動につきましては、令和5年度が暖冬で動物の行動を制限する積雪が少なかったことから、冬期間に行う銃器を用いての捕獲数が少なかったことによるものと考えております。

次に、（2）のニホンザル対策についてお答えいたします。

初めに、ニホンザルの威嚇や人的被害に対する見解ですが、近年は人なれが進み、人に対して威嚇する個体の報告が増え、人家の屋根に上る、雨どいを壊すなどの実被害に加え、通勤通学時などの日常生活に不安を覚える市民も多くおられる現状から、生活被害の抑制と人身被害の未然防止を行うための対応が必要であると認識しています。

次に、加害個体の捕獲圧を高めた個体管理の必要性についてですが、農作物に対する有害鳥獣対策の3つの柱である環境整備、被害防除、個体数管理の取組については、これまで一定の効果を上げているものの、現在は電気柵などの被害防除対策が進んでいる地区から、これまで猿が出没しない地域へ行動範囲を広げるなど状況が変化していることから、これまでどおりの被害対策を継続して実施するだけでは、被害を抑制させることは難しい状況になっていると認識しております。

このため、議員お述べのとおり、個体数管理についても強化する必要があると考えており、今年度からは新たに加害群を対象に群れの個体数を減少させるため、猟友会の協力を得て捕獲活動の強化を開始しているところです。

次に、人への威嚇や人家に侵入する個体の対策についてですが、近年は恒常に住宅地の周辺に出没するようになり、人を威嚇する凶暴化した個体も確認されております。

現在の対策としては、さきに述べたとおり、獣友会の協力を得て捕獲活動を行うこととしておりますが、人家近くでは使用に規制があり、銃器を用いることができないことから、凶暴化した個体を特定して捕獲することは難しい状況です。

現状としては、継続した捕獲活動を行うことで、群れの頭数をより少ない個体数にして、追い払いなどの人的コントロールの効果を高めていくことになりますので、御理解をお願いいたします。

なお、猿による被害者への支援につきましては、その実態把握に努めながら検討したいと考えております。

次に、ニホンザル対策の支援の強化についてですが、このたびの9月定例会に補正予算案を提出しております米沢獣友会への後継者育成支援事業につきましては、獣友会における次世代の有害鳥獣対策の担い手の育成支援となっています。

有害鳥獣の捕獲活動は、米沢獣友会の協力がなければ成り立たない事業でありますので、今後とも継続して獣友会の皆様と細かな協議を行いながら、御要望に沿った支援の充実に向け検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、1の有害鳥獣対策についてのうち、(3)ツキノワグマ対策についてお答えいたします。

県内のツキノワグマは、山形県ツキノワグマ管理計画に沿って管理をしており、令和4年度から令和8年度までを対象とする第4期計画では、令和4年度当初に2,280頭と推定する個体を、令和8年度までにおおむね2,000頭にまで減らすことを目標としております。

しかし、置賜管内における捕獲数は目標数値に届いておらず、微増状態にあると見られることが、目撃件数の増加や市街地への出没につながる一因と考えており、本市では捕獲体制の強化が必要であると認識しているところでございます。

そのような中、全国的な熊による人身被害の増加に伴い、令和6年4月16日に北海道のヒグマと本州のツキノワグマが指定管理鳥獣に加わったことを受け、県も山形県ツキノワグマ管理計画の見直しを通して政策反映を検討しているところでございます。

しかしながら、まずは人の生活圏への出没防止や出没時の緊急対応の対策強化を図りつつ、その裏づけとして、より精度の高い生息状況調査の見直しを行っている最中と伺っております。

本市としましては、県に対して、農林水産省が所管する鳥獣被害防止総合対策交付金の優遇や市街地出没時の銃規制の緩和など、捕獲体制や緊急対応体制の構築に必要な措置を適時申し入れていきたいと考えております。

次に、市民等からツキノワグマの出没情報や被害報告があった場合の対応についてですが、情報の内容、目撃場所と民家との距離などから、即時に近隣住民へ提供すべき情報か判断し、必要に応じLINE及びXで通知を行っているところでございます。

現在の通知は、位置情報も文字でのみお伝えしております、場所が分かりにくいという声もいただいておりますので、地図情報の貼りつけ等ができるいか検討を行っております。

また、府内では、関係課及び学校、コミセンなどと情報を共有し、必要な対応を取っているところでございます。

さらに、状況に応じまして職員や米沢警察署で現地確認、近隣への注意喚起、パトロールを行いますが、現に熊が出没している、あるいは付近に潜む可能性があるなどにより危険性が高い場合については、即時に緊急体制へ移行する可能性も

考慮し、獣友会会員に同行を求めてこととしております。

緊急体制に移行した場合は、米沢獣友会、米沢警察署などと協力し、市街地における危険野生鳥獣出没時対応マニュアルに沿って対応を行うこととしております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、2のスポーツ施設の在り方についての御質問にお答えいたします。

初めに、（1）スポーツ施設のストック適正化計画の策定についてであります、現在本市が所管するスポーツ施設は21か所あり、このうち最も建設年数が古い西部野球場は昭和25年建設で、築74年となっております。

また、市営陸上競技場は昭和45年、市営体育館と武道館についても昭和47年の建設で築50年を超えており、八幡原緑地野球場は昭和51年、八幡原緑地テニスコートは昭和54年の建設であり、築40年を超えており状況です。

このように、そのほかの施設を含めたスポーツ施設の多くは、建設から長期間が経過し、老朽化が進んでいる状況にあることから、本市では令和3年度に米沢市公共施設等総合管理計画・個別施設計画を策定し、個々の施設について、計画期間における具体的な対策やその実施時期について記載し、公共施設等の効率的な管理に向けた取組を進めています。

議員からお話しいただきましたスポーツ庁によるスポーツ施設のストック適正化ガイドラインにつきましては、スポーツ施設の適正な規模や、近隣自治体との広域的な施設の共有化など、より踏み込んだ視点による現況評価や環境評価による総合的な検討を行うために示されている指針となり、全国でも幾つかの自治体でこのガイドラインに基づいた計画策定を行っているようです。

このような取組は、地域におけるスポーツ振興

や住民ニーズの変化に対応するために非常に重要なものであり、施設の老朽化のほか、人口減少、少子高齢化といった社会的な変化の進行によって市民のスポーツに対するニーズも多様化している中、これまで本市では、このスポーツ施設のストック適正化ガイドラインに基づく検討を行ってきておりませんでしたが、来年度、米沢市公共施設等総合管理計画・個別施設計画の改定を予定しております。

この改定に当たりましては、スポーツ施設のストック適正化ガイドラインの考え方を可能な限り取り入れ、より実効性のある計画となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、（2）スポーツ施設を安全に活用するためにについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、スポーツ施設が老朽化することにより、けがなどの事故が発生するリスクは高まるものと考えます。

施設の管理に当たりましては、老朽化などによる施設の瑕疵に起因する事故はあってはならないものと強く認識し、安全な使用のために必要な修繕等を行っていく必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、老朽化した施設の修繕が十分には進んでいない現状でありますが、今年度はスポーツ施設のストック適正化ガイドラインの中において、特に注意を要するとして触れられている体育館のフローリングの劣化対策として、市営体育館アリーナ全面の床改修を行い、利用者の皆様の安全を確保し、先月末から使用を開始しているところです。

そのほかにも修繕を要する部分が各施設にある現状ではありますが、今後も国や県からの情報収集を行い、重大な危険を回避する修繕を優先して行いながら、市民の皆様に安全に利用していただける施設の管理運営と事故防止に努めてまいります。

次に、（3）スポーツ活動の場の充実について

の御質問にお答えいたします。

スポーツ活動の場の充実は、地域社会における健康増進やコミュニティーの活性化のために非常に重要な要素であります。

議員から御紹介いただきましたとおり、本市では全ての市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えることを目指し、本年度策定いたしました第2期米沢市スポーツ推進計画の基本目標の一つとして、スポーツ活動の場の充実を掲げ、誰もが使いやすいスポーツ環境を提供するため、安全に配慮した施設管理と米沢市公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づいた、利用者の皆様に安心してスポーツ活動を行っていただける施設の計画的な改修を進めてまいりたいと考えております。

また、スポーツ活動の場の充実は、施設の整備だけではなく、地域全体でスポーツ文化を育むことが重要であると考えておりますので、本市としては、今後も地域住民の皆様と協力しながら、気軽にスポーツを楽しめる機会の提供などにより、スポーツ活動の場を充実させ、市民が健康で活力あふれる生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、（4）市民の合意形成についての御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、また議員からも御指摘いただいておりますとおり、本市のスポーツ施設の多くは老朽化が進み、今後多くの施設で大規模改修や更新や統廃合などが必要となり、財政負担も大きなものとなります。各施設の在り方やスポーツ環境の提供についての検討における市民との合意形成は、地域社会におけるスポーツの振興や地域住民の健康増進にとって重要な課題であり、市民の意見を反映させるための取組として欠かせないものと考えております。

現在、各スポーツ施設受付窓口などに御意見箱を設置しており、そこにいただいた意見や、施設管理者に対し利用者から直接いただいた御意見

なども貴重な市民からの声と捉えており、施設管理者との意見交換を定期的に行う中で、様々な利用者の御意見を参考として、今後の施設整備の計画に反映できるように努めています。

さらに、地域のスポーツクラブや団体との連携も重要であり、競技団体特有の性質なども参考にしながら、地域に根差したスポーツ環境の整備を進め、市民との信頼関係を築きながら合意形成を進めていきたいと考えております。

また、スポーツイベントにおいてもアンケート調査などを行い、スポーツ施設のみならずスポーツ振興に関わるイベントなど、多くの市民の皆様からの御意見をいただきながら、スポーツ推進施策を進めているところです。

次に、（5）使用料についての御質問にお答えします。

スポーツ施設の使用料につきましては、利用者の皆様から一定の受益者負担をいただき、施設を適正に管理していくという意味からも重要であり、スポーツ施設は多くの競技者の方々に利用されていることから、その使用料の設定には様々な要素を考慮する必要があります。

このため、使用料の見直しに当たっては、利用人数のほか、地域住民のスポーツ施設のニーズや物価状況などを考慮し、慎重に行うことが重要であると考えます。また、ほかの自治体の事例も参考にしながら、地域特性に応じた適切な料金設定を行っていかなければならないものと考えます。

スポーツ施設の運営には設備投資が伴うことから、国及び県の補助金等を活用することも必要であり、これにより利用者の負担を軽減しつつ、質の高いスポーツ環境を提供することが可能となります。

スポーツ施設の使用料の見直しに当たっては、利用者の皆様に御理解いただく必要がありますので、市民の皆様への情報提供と対話を重視しながら、柔軟かつ適切に対応していかなければならないと考えております。

なお、本市の指定管理者制度導入方針では、公募により指定管理者を選定する施設については、使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入することとしているため、本方針の見直しなども併せて検討する必要があると考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） それでは、順次、再質問させていただきます。

最初に、ニホンザル対策ですけれども、ニホンザルの対策で里に下りてきて被害を及ぼす加害個体の把握はできているのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在把握しているニホンザルの群れ18群のうち、農作物被害等の加害群については11群と捉えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） この加害群11群に対しては、発信機は取り付けてあるのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 11群のうち、9群には発信機を取り付けて群れの移動を追跡しておりますが、残り2群についてはまだ未装着です。現在、取り付ける方向で捕獲作業を進めているところです。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） そうすると、その2群がどの群れだか分からせんけれども、発信機が取り付けてある群れの行動範囲等についても把握しているということでよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 實施隊の方々と、行動については把握をしているということです。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） そうすると、発信機を最大限利用するようにできれば、加害群、加害個体の対応も一定程度できると考えられますが、いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在の発信機につきましては、鳥獣被害対策実施隊員の方が、発信機を基に現場に駆けつけ追跡調査をしておりまして、そして出没情報を入力しているという形になりますので、その情報については、登録しておられる方々には通知できるようになっているということです。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 私もそのシステムでメールをいただくようにしています。

実は、3日ほど、4日前でしたか、我妻家の畑のナスがやられまして、メールは入っていました。入っていましたけれども、何というか、うまく阻止することができませんでした。

それで、前から言っているように、エアガンを持って外に出たときは、もうすっかり向こうのほうに行っているときだったのです。そういう状況なので、野生鳥獣システムをもっと使いやすく、誰でもすぐ分かるように、この後、長野県安曇野市のことを提案しますけれども、有効に使っているようです。それを効果的に使わないと、毎回言っているように結構お金をかけていますから。メールが来て、それでも間に合わなかったりするようではなかなか大変なようなのです。

もう少し、誰でも使いやすく分かるようにできないものでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在の追跡のシステムは、平成27年から運用しているものです。最近は、技術の進歩によりまして、GPSを用いた追跡システムやAIを活用した獣種の特定、行動範囲の分析なども行うことができるシステム、それも複数開発されておりますので、現在担当課におきまして、それらの複数のシステムについて、実際それを導入している自治体で効果があるのかどうかも含めて比較検討しているところです。

現在のシステムよりも、より効果的なシステムであれば、本市においても導入を検討していく

いと考えているところです。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ゼひお願ひしたいと思います。いろいろ勉強していただいて。

提案でございます。長野県安曇野市では、2023年8月に、ニホンザル追い払い隊を結成しました。現在は、市内外の住民91名で組織されているようです。

ニホンザル追い払い隊は、隊員を公募し、非常勤公務員として報酬が支払われているということです。調べますと、鳥獣被害防止総合対策交付金を恐らく使っているのだと思います。ほかにも国からの交付税措置もあるようです。

1班2人から3人で、午前と午後に2班ずつが日替わりで編成され活動しています。安曇野市でも、ニホンザルの群れ8群、9個体に発信機を取り付けて、群れの位置が分かるシステムになっているようです。そして、見つけた群れに歩いて近づいて山側に追いやる活動をこの班が行っているようです。

追い払い隊が結成されてから大体1年たったようですが、地域の皆さん協力もいただきながら活動してきた結果、徐々に猿の生息範囲が山側へ移ってきているとのことです。効果が上がっているという報告でございました。

本市も、安曇野市のように、ニホンザル追い払い隊というか、多くのみんなで追い上げる体制をつくる、そういうことを、交付税措置もあるようですから検討してはいかがですかというのが私の提案でございますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 安曇野市の事例、効果が上がっているということありますけれども、本市におきましては、各地区協議会や鳥獣被害対策実施隊が地域の活動として追い払い活動を行っている経緯がありますので、安曇野市の事例というものを、地域の協議会、あるいは鳥獣被害対策実施隊の方と、もう少し情報を共有しながら、モデル

地区の設定も含めて、より効果的な取組に向けて、その中で検討していきたいと思います。情報については十分共有させていただきたいと思っております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 演壇でも言いましたけれども、電気柵をつくると田沢からはかなりいなくなるのです。だけれども、館山辺りとか、市内のほうにどんどん移動しているのが現状です。だから、みんなで山へ追い払おうよというのが安曇野市の取組です。

それが移動するだけではやはり駄目なので、電気柵をつくるのはいいと。確かに俺のところも電気柵をつくれば作物は大丈夫なのかもしれないけれども、それがどんどん市街地のほうに猿の群れが移ってきているような状況を何とかしなければならない、そう私は強く思うのです。

だから、安曇野市のように、ゼひ取組を参考に勉強して、行政が先になってもいいではないですか。こういうのをつくって一緒にやっていきたいよと。ある意味、地区の中で先輩たち、家にいるような人たちに御協力をいただいて、消防団のような活動になるのかもしれませんけれども、出てきてもらって頑張って追い上げをする。そして、一定程度の報酬をお支払いする。地域活性化にもつながるのではないか。すごくいい事業だと私は思うのです。どうですか。もう一回聞きます。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今、御意見、御指摘いただきましたように、猿の追い払いということをうまくすることによって、里山、中山間地の活性化にもつながる取組だと思いますので、安曇野市の事例についてはよく勉強しながら、ほかの事例も当然勉強しながら、より効果的な取組となるよう考えてまいります。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 群れごとに山に追い払うことができれば、演壇でも言いましたけれども、

うまい食物が食えなくなる、栄養が取れなくなってくる。そうすると、どんどん子供を産む間隔も……、どんどんではないな。2年にしかならないのですが、2年間になる。しかも、子供の死亡率も上がってくる。そうすると、山に追い上げることが非常に大事になると思うのです。

最近、演壇でも申しましたけれども、特に館山辺りの群れが一番凶暴だとお聞きしています。家の屋根を走ったりする群れ、個体もいたりして、そういうことですから、電気柵、あるいはいろいろなことで一定程度は防御してきたのだけれども、猿の群れが移動するだけではとても駄目だと。

さらに最近、産業部長からもありましたが、凶暴化して玄関から出られなかつたなんてこともあるわけです。通勤時間に遅れてしまうなんていふことが。そういうのを見れば、やはりみんなで本気になって猿を何とかしなければならないと思います。この項目の最後に、市長の思いを少しお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 田沢から、私の住んでいる館山に、最近凶暴な猿が本当に増えております。

館山に限らず、今、市長と語る座談会をやっているわけすけれども、先日は山上でも、また三沢地区でも、南原でも、大概、市長と語る座談会でこの鳥獣問題、本当に深刻な御意見をたくさん聞いております。これはもう危機的な状況だというのを本当にしみじみ感じるわけでありますと、これはどんどん広がっていると。

もちろん熊も、イノシシも、鹿も、とりわけ猿は本当にめんごくないというか、非常に危険な凶暴ぶりを發揮しているわけであります。我妻議員のおっしゃるとおりであります。

御提案のあった追い払い隊、もう産業部長も申し上げたように、これは真剣に研究しなければいけないと思いますし、私も選挙公約で鳥獣被害を抜本的に強化し、地域の安全を守りますと明確に書かせていただいております。公約で書かせて

ただいたこと、学校給食の完全無償化、デマンド交通の拡大、工業団地の立地等々、除雪も含めてですけれども、確実に実施させていただいていますので、この鳥獣被害もそういう並びの一つだと認識しておりますから、これはやらなければいけない。

そして、多くの市民の皆さんのが、このことを強く求めているという認識を持って、補正ではある程度の上積みをさせてもらいましたけれども、来年度本予算に向けても検討に入りたいと思います。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ぜひ市長よろしくお願ひします。

猿は本当にもう危ないところまで来ています。人的被害は、これ以上の被害が出ないように、何とか対策を進められればと思います。

大項目2つ目のスポーツ施設の在り方についてお伺いしますけれども、スポーツ施設ストック適正化ガイドラインに沿いながら、新たに計画ももう一回考慮してつくっていくと、計画はつくらなければ、このガイドラインを十分に参考にして、新たな個別施設計画をつくりますと、そういう答弁でよかったです。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、議員仰せのとおりであります。

山形県が策定しております山形県スポーツ推進計画の中でも、スポーツ施設等の整備と地域資源の有効活用という項目の中で、市町村の役割をうたっております。スポーツ施設ストック適正化ガイドラインに基づく個別施設計画の策定により、施設の長寿命化、有効活用及び集約化、複合化を推進することとされておりますので、先ほど教育長が答弁したとおり、現在作業が進められております個別施設計画の見直しの中で、十分にその考え方を可能な限り取り入れて考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

スポーツ振興の立場というのがあるわけです。みんな生涯スポーツで楽しんでいく、そのためには施設を提供する。それも安全でなければならぬと思いますので、市民理解を得ながらここはやはり進めいかなければ駄目だと思うのです。一定程度のお金がかかる改修も当然あるわけですから、そういうことも含めて、もうかなり勉強していただいたとお聞きしています。思っています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間がないので、この点は御指摘で終わりますけれども、個別施設計画に載っていない、例えば御成山公園ジャンプ場や田沢クロスカントリー競技場、陸上競技場サブグラウンドなどについてのスポーツ施設はどのように考えておられるのでしょうか、お知らせください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今御紹介ありました3つの施設については、個別施設計画の中には載っておりません。

公共施設の中でも、建築物に関する具体的な対策や実施時期を定める内容に個別施設計画はなっておりませんので、グラウンド等に関する記載がないということです。

ただいま御紹介のありました施設等につきましては、大規模改修などが必要となった場合について、まちづくり総合計画の実施計画の中に盛り込みながら対応していきたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 例えば、田沢クロスカントリー競技場ができたときと比べると、草がすごく出てきたり、いろいろしてたりするようです。一定程度、大規模な改修でなくて定期的に、今よりもう少し予算をつけてやれれば、本当は維持管理は楽だと思うのです。お金をもう少しつけて、維持管理のやり方を変える。そういうことを

いろんな施設でできないのかなと思っているのです。その点、いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 僅かばかりとはいえども、予算についてはお約束ができませんので、何とも言葉では申し上げられませんが、まずは安全に御利用いただけるような施設管理に努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） そうすると、最後に質問した使用料など市民の御負担もいただきながら、そしてもちろん行政も頑張って予算をつける。そういうことをみんなで、市民全体でやっていかないと、スポーツ施設の維持管理というのは難しいと思うのです。この点もいろいろ検討いただければと思います。

最後に、御成山公園ジャンプ場について伺います。

スキージャンプ競技に対する市民の理解や期待は、歴史的にも他の地域と比べて高いと認識しています。近年は、蔵王でサマージャンプ大会、そして冬には女子ワールドカップジャンプ大会が開催され、スキージャンプへの県内の関心は非常に高くなっているのだと思います。本市でも、少しづつではありますが、小学生の選手も出てきているようです。

ジャンプ競技の育成というのは、最初はメーターでいうと二、三十メーター級、ミニジャンプ台で練習して、段階的にミディアム、50メーターぐらいだと思うのですが、そしてあとオリンピック競技にもなっているノーマルヒル、ラージヒルとサイズアップをして練習していくというのが普通のようです。

現状では、冬季はジャンプクラブの皆さんには、秋田県や長野県に出向いて練習されているということですが、ジャンプ関係者は今までの歴史、そして国体選手、オリンピック選手、私の同級生にもジャンプの国体選手がいますけれども、そ

いったものをどんどん輩出していきたいという意気込みでいらっしゃるようですが、そういった観点からも、ぜひサマージャンプ、ミニサマーヒル、現在のミディアムサマーヒルの建設ができないのか、補修ができないのかという意見を多く聞いておりますが、この件については実質いかがなものですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 御成山公園ジャンプ場につきましては、議員の御紹介のとおり、これまで全国、そして国際レベルの多くのスキージャンプ選手を輩出した実績のあるジャンプ台だと思っております。

昭和55年度から平成10年度まではオールシーズンのジャンプ場でしたけれども、設備の劣化などに伴いまして、現在は夏場の使用はできない状況になっております。

また、施設の劣化に加えまして、少子化やスキーパートの減少などに伴いまして、スキージャンプの競技人口についても減少している状況だと伺っております。

したがいまして、ただいま議員がおっしゃられましたように、今後のジャンプ場の在り方につきましては、ジャンプ場の整備についてだけではなくて、スキージャンプ選手の競技人口の拡大でありましたり、選手の育成などと併せて、競技団体などと意見交換を行なながら進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 高梨沙羅選手、ワールドカップで優勝を何回もしている。そして、あの人が蔵王に来ると、いっぱい人が集まってジャンプを見に来るのです。沙羅選手だけではないと思うのですが、経済効果というのは結構あるのです。ああやって全国から人が集ってきて、ましてワールドカップですから、世界中の競技者が集まる大会ですから、そういうものをぜひいろんな形で、冬季の選手をどう育成していくか。もちろん

アルペンもそうですし、ジャンプもそうですけれども、いろいろ御検討いただきたいと思います。

私たちもすごくうれしいではないですか、蔵王のジャンプ台を飛んでくだっと、世界中の名選手と言われる人たちが。そういうことをぜひ進めもらいたいと思います。

以上です。

○相田克平議長 以上で18番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

~~~~~

午後 3時31分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、手話言語条例を制定してはどうか外1点、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） こんにちは。一般質問も3日目最後になりました。私まで14の方が質問を終わり、私で15人目ということで、当局の皆さんも非常に疲れの色が出ていると思います。私の質問に対して、検討します、研究しますといいつつの答弁ではなく、実施します、つくりますという答弁をいただければ、すぐに終わっていいと思うのですが、ぜひそのようなすばらしい答弁を御期待申し上げて、私の質問を始めていきます。

大項目の1番目、手話言語条例を制定してはどうかについてお伺いします。

現在、パリでパラリンピックが開催されています。皆さんも御存じのとおり、パラリンピックは障がい者を対象としたもう一つのオリンピックと言われています。4年に一度、オリンピック競技大会が終了した直後に、同じ場所で開催されて

います。

この障がい者の国際大会であるパラリンピックには、聴覚障がい者の競技がありません。1986年、国際オリンピック委員会は、国際調整委員会がオリンピック年に開催する国際身体障がい者スポーツ大会をパラリンピックと名のることに同意しました。

その翌年、聴覚障がい者の国際スポーツ団体である国際聴覚障害者スポーツ協会、 I C S D と現在の国際知的障害者スポーツ連盟が国際調整委員会に加盟し、一気に規模が拡大しました。

しかし、加盟後僅か10年足らずの1995年に脱退しています。その理由について、ドナルダ・アモンズ国際ろう者スポーツ委員会会長が、2009年に国際オリンピック委員会に提出した調査書によると、増大する費用が原因の一つとして挙げられています。政府や公的機関からの財政支援を得ることも容易ではない中、聾の選手独自のコミュニケーションサポートである手話通訳費用負担、聾の参加者の増加が重荷となり、徐々に参加者の受け入れが困難となって、 I C S D は脱退という結論になりました。そのため、聴覚障がい者の競技が実施されていません。

聴覚障がい者が競うデフリンピックが別に開催されています。デフとは、聴覚障がいを意味する英語です。国際大会の開催はデフリンピックが最も古く、1924年に国際ろう者スポーツ委員会が設立され、第1回大会がパリで開催されています。

このように、スポーツの世界でもコミュニケーションの壁が一因となって、パラリンピックに聴覚障がい者の種目がありません。聴覚障がい者のコミュニケーションの壁をいかに行政として取り除いていくのか、そのことが大切だと思います。

まず初めに、障がい者差別解消の取組の状況はどうなっているのかについてお伺いします。

障がい者の差別に関する条例の検討の際には、様々な障がい者が円滑なコミュニケーションを図れる方策を検討していきたいと考えています

と答弁されていました。そして、平成31年3月に、米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が制定されました。

その条例の第4条の市の責務で、「障がい及び障がい者に対する市民及び事業者の理解を深め、障がい者の権利の擁護及び障がいを理由とする差別の解消に向けて、必要な施策を推進しなければならない」としていますが、その取組状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、県内他市町の手話言語条例をどう捉えているのかについて、お伺いいたします。

米沢市議会では、2014年6月定例会で、手話言語法の制定を求める意見書を可決しました。この意見書は、2016年3月現在で全自治体が可決しています。

そして、私が2017年12月定例会で、手話言語条例制定を求める一般質問を行いました。このときは、米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定前で、条例の進捗状況の質問に、「米沢市地域自立支援協議会において条例案に盛り込む内容を検討しております。独自性のある条例にしていくため、障がいを持つ当事者及び当事者団体やその家族、支援者などの意見を反映させていく必要があり、現在、その聞き取りの作業を進めようとしているところです。今後、聞き取りした意見などを盛り込みながら協議、検討を重ね、平成30年度中に条例案の作成を進めてまいります」との答弁でした。差別解消条例に手話が言語であることをきちんと盛り込まれることを期待しました。

しかし、第3条の基本理念の第3項で、「障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び生活する地域についての選択の機会が確保されること」と述べられているだけでした。

あれから7年が経過し、多くの自治体で手話言語条例が制定されています。一般財団法人全日本ろうあ連盟によれば、2024年7月22日現在で、38

都道府県、21区、359市、115町、7村の計540自治体で条例が制定されています。県内では、県や中山町、新庄市、長井市、高畠町で制定されていますが、そのことを本市はどう考えているのか、またどう捉えているのか、お伺いいたします。

大項目1番目の最後、手話言語条例を制定してはどうかについてお伺いします。

手話は、明治時代から平成になるまで長い年月、言語として認められず、手話の使用を制限してきました。耳の聞こえない人である聾者は、聾者の言葉である手話そのものが差別を受けてきたという歴史を持っています。

手話は、昭和45年法律第84号の障害者基本法や、平成26年条約第1号の障害者の権利に関する条約において、言語としての位置が確立されています。

米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例でも、先ほども申しましたが、「障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び生活する地域についての選択の機会が確保されること」としています。しかし、手話に対する理解や普及が深まっているとは言えません。聾者は、いまだに多くの不便や不安を抱えながら生活をしています。

また、手話を言語と捉える考え方や、手話を使って意思疎通ができる環境は十分に広がっているとは言えません。

手話言語条例により、手話が日本語と同等の言語であることの認知を基に、日本語と同様に手話が使える条件整備、社会環境の整備に向けた諸施策が期待されます。

聞こえる人が、乳幼児期から発達段階に応じて日本語を獲得・習得し、日本語を使用して学び、生活し、豊かな文化を築き上げてきたのと同様に、聾者にとって、発達段階に応じて手話を獲得し、手話を使用して学び、生活し、豊かな文化を築いていくことが望まれます。

コミュニケーション手段の選択権が与えられた

としても、手話を獲得・習得する機会が与えられていなければ、聾者にとってその選択の権利は意味がありません。聾者が、自分の言葉として手話を獲得し、手話で学習し、豊かな思考ができるよう、発達段階に応じて手話の学習機会が保障されることが期待されます。

そして、情報そのものが手話で発信されれば、聾者は、より豊かな言語生活を享受することができるのではないかでしょうか。社会のあらゆる分野で、手話での情報提供や手話での意思疎通が増えることが期待されます。

そのために、手話言語条例を制定し、今以上の共生社会の実現を図るべきと考えますが、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2つ目の地域集会所に対する助成制度はどうなっているのかについて、お伺いします。

本市の助成制度にはどのようなものがあるのでしょうか。地域集会所に対する助成制度にはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

次に、米沢市地域公民館施設整備事業費補助金交付要綱はどうなったのか、お伺いいたします。

米沢市のホームページから、地域集会所の助成制度を検索していたところ、令和5年度米沢市地域公民館施設整備事業費補助金交付要綱が出てきましたが、詳細を見ようとすると、そのページが削除されていました。米沢市地域公民館施設整備事業費補助金交付要綱はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金だけなのでしょうか、併せてお伺いいたします。

最後に、地域集会所の解体に対する助成制度を創設してはどうか、お伺いいたします。

人口減少により、地域集会所の維持管理が難しくなった地域に対して、解体費用などの助成はできないのでしょうか。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金では、解体は

対象とはなりません。米沢市地域公民館施設整備事業費補助金交付要綱においても、解体は対象外です。

山形市など多くの自治体では、解体費に対する助成が行われています。山形市地域集会所等助成は、地域住民が集会等に利用する施設について、地域ごとに、建築、補修、賃貸、解体に対する助成を行っています。解体費の場合は、補助率3分の1で、限度額100万円です。

本市も、解体費の助成制度を創設すべきではないでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

[山口恵美子健康福祉部長登壇]

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、手話言語条例を制定してはどうかについてお答えいたします。

初めに、(1)障がい者差別解消の取組状況についてですが、本市では平成31年4月に施行された米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に基づき、市民や事業所に対して、障がいや障がいのある人への理解を深めていただくための取組や、障がいの有無によって分け隔てられることがないよう、権利擁護や差別解消のための取組を様々な機会を通して実施しております。

権利擁護研修として、地域の方や障がい福祉サービス事業所に従事する方などを対象に、障がい者の虐待防止や権利擁護、養護者支援に関する周知啓発を図るため、平成25年から年1回、シンポジウムや、障がい福祉に造詣の深い方を招いての講演会を行っております。

昨年度は、「良い支援者は良い役者である！障がい者に寄り添う演劇情動療法の実践」と題して、N P O 法人日本演劇情動療法協会理事長前田有作氏を講師に、置賜総合文化センターで開催し、約80人に聴講いただきました。聴講された方からは、「サービス提供者として共感できた」、「自

分が望むように相手ができない場合、どうしてもいろいろして相手に当たってしまうことがあるが、相手もつらいのだと理解し、向き合うことが大切だと感じた」、「自分を必要としていると声かけをしてもらうことが当事者の生きがいにつながることを改めて思った」などの感想をいただきました。

さらに、当講習会では、意思疎通支援者を配置して手話通訳を実施し、聴覚障がいの方も一緒に講演をお聞きいただけるよう体制を整えました。

また、昨年度開催されました市主催の米沢市消費者安全確保地域協議会設置記念セミナーにおいても、聴覚障がいの方も含め、障がいのある方も消費に関する犯罪被害に遭わないためのセミナーでもあることから、意思疎通支援者による手話通訳を実施しております。

広く市民の方々に、障がいのある方と障がいのある方を支援する方々の常日頃の活動を知っていただくための取組として、令和元年から年に1回、市民ギャラリーを会場に、障がい者芸術作品展を開催しています。この作品展では、障がいのある方、障がいのある方を支援する方が、互いの交流を通して感じたものを表現した独創的な芸術作品が展示されております。

昨年度は、今年1月7日から14日までの8日間開催され、出展数は100点を超え、多くの出展数があったところです。

また、733名の来場者があり、来場された方の投票でオーディエンス賞を決定し、後日、市長から記念品の贈呈を行いました。

この芸術作品展において、様々な作品を鑑賞いただきことで、市民の方々に広く障がいへの理解を深めていただくだけでなく、創出や芸術活動への取組を通して、障がいのある方自身の生きがいや自信、そして社会参加への意欲にもつながることを期待しています。

来場者からは、「視点の豊かさを感じた」、「「障がいは個性だ」との言葉に気づかされた」、「心

に訴える表現力が伝わる作品が多くた。制作した皆さんのが気持ちが伝わる。心温まる作品。力をもらった」などの感想をいただきました。

このほか、障がいのある方との交流の取組として、障がい者スポーツ教室を実施しています。ボッチャや卓球バレーなどの障がい者スポーツを通して、障がい者の機能の回復と体力の維持増強や社会参加の意欲を高めるだけでなく、障がいのある方との交流し、一緒にスポーツをすることで、障がい者に対する理解が深まるものと考えています。

今後とも様々な機会を捉え、広く周知啓発を行うとともに、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、意欲の醸成を図ってまいります。

次に、（2）県内他市町の手話言語条例をどのように捉えているのかについてですが、2006年に国連で採択された障害者権利条約に、言語に手話が含まれることが明記されたことがきっかけとなり、一般財団法人全日本ろうあ連盟は、2010年から、手話言語法制定を求める取組を続けていることを承知しているところであります。

また、手話言語法、情報・コミュニケーション法の制定と、手話関連条例の拡充を通して、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、各自治体における手話等関連施策の情報交換等を行うことを目的として、手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会が設立されたことも承知しております。

全日本ろうあ連盟のホームページでは、手話言語条例、情報・コミュニケーション条例を制定している自治体を紹介しており、山形県及び長井市や高畠町など4市町が、手話言語条例、情報・コミュニケーション条例を制定し、手話への関心、理解の促進及び手話の普及促進に努められていることを認識しているところです。

次に、（3）手話言語条例を制定してはどうかについて、本市においては、米沢市障がいのある

人もない人も共に生きるまちづくり条例において、学識経験者、福祉や保健事業等の関係者、障がい者福祉団体の代表者、就労支援機関の代表者、教育機関の代表者などで構成された米沢市地域自立支援協議会で審議していただき、条例を制定いたしました。

当協議会では、処遇困難な障がい者への支援に関する事、関係機関のネットワークの構築に関する事、地域の社会資源の開発や改善に関する事、その他障がい者等の保健福祉向上のために必要な事項、障がい者福祉の課題、障がいのある人を取り巻く状況の把握や、市の障がい者施策に対する意見等を協議する場として設置しております。

当協議会には、障がいのある方、障がい関連の事業所の方など、障がいに関わる様々な立場の方々に参加いただいているので、手話言語条例、情報・コミュニケーション条例の制定については、当協議会の委員の方々の御意見をいただくとともに、既に制定された県内自治体の状況などもお聞きしながら調査・研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私から、2の地域集会所に対する助成制度はどうなっているのかについてお答えいたします。

初めに、（1）本市の助成制度にはどのようなものがあるのかについて申し上げます。

地域の集会施設に対する助成制度は2つございます。

一つは、本市が独自に制度化している米沢市地域公民館整備事業費補助金であり、地域活動の拠点である地域公民館等の整備を推進し、活動の充実を図ることを目的に、施設の修繕や備品の購入に対して、事業費の2分の1を補助する制度であります。令和6年度におきましては、施設修繕事

業について上限10万円、備品購入事業について上限2万円とし、100万円の予算を確保しております。

もう一つは、一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業であり、宝くじの社会貢献事業として自治総合センターが自治体を通じて事業を募集し、採択した事業については自治体に助成金を交付し、自治体が対象団体に補助する仕組みであります。

このコミュニティ助成事業のうち、地域集会施設に活用できるメニューとして、一般コミュニティ助成事業とコミュニティセンター助成事業がございます。

一般コミュニティ助成事業は、コミュニティ活動に直接必要な設備や備品の整備事業が対象であり、100万円以上の事業を対象として、上限250万円まで助成されるものであります。近年は、毎年一、二件の採択実績がございます。

コミュニティセンター助成事業は、集会施設の建設や大規模修繕などが対象であり、対象事業費の5分の3以内で、上限1,500万円まで助成されるものであります。近年では、令和4年度に上新田公民館の建設が採択を受けております。

次に、（2）米沢市地域公民館施設整備事業費補助金交付要綱はどうなったのかについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、この補助金に関しましては、今年度も100万円の予算を確保し、各地域公民館の施設修繕、備品購入において活用いただいております。

この補助金は、対象施設が各地域公民館と限定されていることから、各コミュニティセンターを通じて、各地域公民館の管理者の方に直接お知らせする取扱いとしており、具体的には5月に補助金交付申請書の提出依頼を通知し、この結果、12件の施設修繕事業、6件の備品購入事業の申請があり、7月に交付決定通知を行っております。こうしたことから、改めて市ホームページへの掲載

はしておりませんでした。

なお、議員の御質問を受け、通年で市ホームページへの掲載も必要ではないかと考え、今年度の募集終了を記載した上で、制度概要を市ホームページに掲載しております。

続きまして、（3）地域集会所の解体に対する助成制度を創設してはどうかについてお答えいたします。

地域における人口減少や高齢化が進展する中で、老朽化が進んでいる地域集会所の維持管理、さらには解体が課題となりつつあります。

今年度の市長を囲む座談会におきましても、集会所の解体に対する補助制度の検討について御意見がございました。

市内には約200か所の地域集会施設があり、それらの解体に対する補助制度を構築するためには、多額の費用が必要になると予想されます。

今後、地域集会施設の規模や老朽度のほか、自治会等の会員数や施設維持費等に対する積立て状況など、制度構築に向けた調査に着手したいと考えております。

様々な行政課題が山積する中で、早期の制度化は難しいものと考えております。集会所をお持ちの自治会等の調査をお願いする中で、まずは会員の皆様で将来に向けた集会所の在り方を話し合っていただき、必要であれば解体に向けた積立てを始めるなどの対策を御検討いただくことについて、市でも呼びかけたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 演壇で申し上げたように、実施します、つくりますと言うとすぐ終わつたのですが、そうではない御答弁でしたので、2回目以降させていただきます。

手話言語条例の関係ですが、調査研究をしていくたいといって、そういった協議会の中で御意見をいただきたいというお話だったのですけれども、一番は聴覚障がい者の方の意見、思い、そ

いったものをどうお考えなのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに、手話が言語であるということに立った場合、聴覚障がいの方々のお話を、やはり私たちも聞く必要があると感じたところです。

このこともありますて、まずは先ほども申し上げましたように、こちらのほうで現在設置しております協議会において御意見を聞きながら、また必要に応じて聴覚障がいのある方々のお話もお聞きできる機会を設けながら、手話が言語であるというところについて、私たちのほうも勉強させていただければと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 身体障がい者福祉協会の中に聴覚障がい部というのがございます。その方と意見交換をぜひしていただきたいと思います。

なかなか手話に対する思いといいますか、長い歴史の中で言語として認められてこなかった、養護学校でも手話を使ってはいけないというような、聾学校で使ってはいけないといった時代もあったわけですから、そういった意味でしっかりと聴覚障がいを持つ方の意見を取り入れた施策をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今、議員のお話をお聞きして、そのとおりだと思っております。やはり当事者のお話をお聞きするということは非常に大事なことであると思っております。

私たちのほうで掲げております、障がいがあるないにかかわらず誰も分け隔てることがないような社会にしていく必要があると強く感じておりますので、この件につきましては十分に検討させていただければと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ゼひそこから一步進んで、条例制定に向けた検討会というものをつくっ

てはいかがかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほどもお話をさせていただきました福祉に関する様々な関係機関の方々、代表の方々で構成されております米沢市地域自立支援協議会を現在設置しております。この中でも、米沢市の条例の制定に向けた御意見をいただいております。

この協議会の場で、できるだけ手話言語条例の制定に関しましても議論をいただければと考えているところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ゼひそこを進めていただきたい。長井市でも、高畠町でも、できているわけですから、そういった意味で、何で米沢市ができないのだろうかという思いはあります。

差別解消条例でその点についても、もう一步踏み込んだ手話言語というところに対する記載があってもよかつたのではないかと強い思いを持っていましたし、ゼひ長井市のように、コミュニケーション手段も含めた条例の検討も必要だと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 米沢市で現在制定しております米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の中に、意思疎通支援の充実ということで条文を設けさせていただいております。

前回、この条例を制定するに当たり、ここの条文については充実を図っていきますという答弁でお答えさせていただいたものと考えております。

この条文に関しましても、もっと踏み込んだ内容とすべきものと考えている件はございますので、その件も含めまして、条例の制定に関しましては今後検討させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ゼひ検討、研究から、一步進んでいただきたいと思いますし、そのことがやはり聴覚障がい者の皆さんの希望というか思いでありますので、ゼひそこはきちっとしていただきたいと思います。

少し別な視点でお話ししますが、災害時に手話による情報提供というのはどのようにお考えでしょうか。ほかの障がいを持つ方への情報提供、コミュニケーション、意思疎通の部分、どのような方法を考えておられるのか、その点をお伺いします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 災害時の耳の不自由な方への対応でございますけれども、本市は現在、N C Vと協定を結んでおりまして、災害時にケーブルテレビの文字放送により提供しておるところでございます。手話についても、お話にはあったようでございますけれども、耳の聞こえない方の状態によって手話の習得に差があるという関係で、まずは文字でお知らせするということを優先して今対応しているところでございます。

また、防災ラジオにはランプが点滅する機能がついておりますので、耳の聞こえない方についてはその点滅を確認いただいた後に、市のホームページや市の公式S N S等で文字放送を確認いただくように今対応しているところでございます。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） これは通告していないのですが、今S N Sというお話がございました。日頃からそういうネットワークをつくっておくことが必要なのではないかと思うのです。そのことで、何かあったときに、市のL I N Eもありますし、いろんな手段、S N Sを使って、ネットワークをつくって、何かあった場合はそこに流して見ていただく、そういうことも必要だと思うのですが、その点いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 常日頃のことがあって、災害時に生きていくということにもつながりますので、その点、関係者のお話などをお聞きしながら、進められるところは進めていきたいと考えます。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 何かあって、いざやりましょうといつてもなかなかできないのが常ですので、その点についてはぜひお願ひしたいと思います。

いずれにしろ、聴覚障がい者、手話通訳者、そして行政なり学識経験者の方々がしっかりと集まって、どういった施策ができるのだろうかと。私としては、手話言語条例をつくっていただいて、もしくはコミュニケーション推進を図る条例をつくっていただいて施策を進めていくことが大事だと思うのですけれども、そのような検討というのはいかがですか、市長。どうお考えでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

小久保議員は障がい者政策に大変お詳しく述べしゃって、身障協会などの集まりでも時々御一緒させていただくわけですが、そういったことも踏まえて様々な障がいのある方との付き合いというか、お話の中で、今日この手話言語条例の制定ということを強くおっしゃっていると認識しております。

長井市と高畠町の条例を私も読ませていただきましたけれども、今年できているのですね。中身も非常によいことを書いていますし、山口部長にも、これを米沢市で仮につくったら何か問題あるのですかと言ったら、全く問題ありませんということでございましたから、そういう認識の中でしっかりと勉強していくということですから、ぜひ前向きに研究をしなければいけない話だと思いますし、特に手話の歴史ということも踏まえて、今日の議論もよく踏まえて、当局にもこの話を前に進

めるように話しかけていきたいと思っていますし、まずは健康福祉部長が御答弁したように、全体の協議会の中で議論しつつ、その後の展開を図るのだろうと、このように思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひそのような方向で進んでいただければと思います。急に指名させていただいて大変申し訳なかったのですが、ありがとうございます。

続いて、集会所の関係ですが、本当に地域からというか、周辺部は特にそうなのですけれども、中心部もそうなのですけれども、人が少なくなつて維持が難しくなっている、このようなことの御認識はございますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 市におきましては、市全体の人口減少の影響を考えるに当たりまして、地域における人口減少、また少子高齢化についても当然課題として認識しております、その一つとして集会所の維持管理についても課題だと考えております。

以前から、コミュニティ推進課のほうでも、それについての認識は持っているところあります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そうしますと、人が少なくなつて、これから積立てを始めましょうかと言っても、額が僅かなものになつてしまふのではないかと。積み立てるとすると、1戸当たり、1人当たりの負担額が非常に大きなものになつてしまふのではないかと思うのですが、その点、演壇からの答弁ですと、早期の制度化は難しいというところで、でも既に要望として解体費用を助成してほしいのだという声が上がっているわけです。

市長を囲む座談会でもあったようですが、私も相談を受けています。実際、維持するのが難しい、

市に返したいのだけれども、市からは建物を解体したら市有地なのでお引き受けしますという話だったという相談を受けています。

そういう意味で、解体に対する助成というのは必要だと、喫緊の課題だと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほども申し上げましたが、市としても解体支援制度の検討には着手したいと思っておりますけれども、施設の管理主体というのは、やはりその所有者である自治会等ということです。

また、地域の中で今後の施設をどうしていくのかということを十分話し合ってもらうことが大事かと思っております。

また、解体補助制度を構築したとしましても、全額補助することはできませんので、やはりそういったところも含めて、自治会等の会員の方について、今後人口が減っていくのだと、会員の方が減っていくのだということも考えながら、早期の積立て開始を検討していただくなどの対応を考えもらいたいと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そこは少し平行線なのですが、もう既に人が少くなつているのでという状況の中で、補修費などの積立てがなければ、やはりこれから新たに積立てをするということになれば、なかなか大変なのだろうと思います。

そうしますと、人がいなくなつて集会所は残つて、そして維持管理できないので放置されてしまうと、要するに空き家になつてしまふおそれがあると思うのですが、それでよいのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 そうならないように、先ほどから申し上げておるとおり、制度化の検討を我々もやりますけれども、やはり自治会等の皆さんでも、その在り方をしっかりと考えていただきたい

いと思っているところでございます。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そのことを検討しているうちに高齢化は進み、人は少なくなり、そして空き家になってしまうのではないかと私は思うのです。今ここでしっかりと解体に対する助成制度をつくっていくべきだと思います。

山形市やほかの自治体の例を見ますと、広島県三原市なんかでは、今年の4月から解体も対象になりますという形で、集会所の助成制度に解体する項目を増やして、全額助成ではないですけれども、そこは負担があるわけすけれども、そういったやり方もあるのではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほど調査に着手したいと申し上げましたけれども、年度内にできれば調査はやっていきたいと思っております。それを基に制度の構築を考えまして、次年度、実施計画の策定がございますので、その中で、府内でまず議論したいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 先ほどからずっと同じようなことを言っていますが、この問題は喫緊の課題だと私は思います。

周辺部だけではなくて、中心部においても、各町内の人気が減っている。増えているところもあるわけですけれども、そういったところばかりではない。そういったところのほうが多い今の米沢市の状況の中で、やはり維持できなくなつて空き家になってという状況は、行政としては防がなければならぬと思いますし、今年から調査ということであれば、そこをもっとスピードアップしていく必要があると思います。その点いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 私の住んでいる町内会でも、実はそういった話が今年の冬にありますし、私もそういった観点では、地元の住民でもあります

ので、そういう考え方については非常に理解するところであります。

ただ、そういう中で、やはり施設を持っているということは、いずれ解体が必要になることですので、そういうところをこれまで呼びかけてこなかったところもあるのですけれども、そういったところをしっかりとやっていくということは大事だったのかなと思っています。

今後もそういう呼びかけをしながら、あと制度の設計についてもしっかりと進めたいと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 以前は、解体イコールその後、建て替えなのです。だから、その建て替えのための費用助成を受けていたわけすけれども、今の状況というのは、もうその集会所自体が必要なくなったと言ったら語弊があるかもしれませんけれども、集会所にみんなが集まるのではなくて、ほかのうちに集まつた程度で済んでしまうような状況になっている部分もあると思います。

そういう意味で、集会所自体の目的といいますか、それが不要になってきた部分もあって、解体をしたいということだと思うのです。

そうしますと、やはり解体という部分にしっかりと光を当てるというか、目を向けてやっていかないと、今までと同じように、いや建て替えは助成しますだけでは立ち行かないのだろうと思います。

実際問題として、集会所は要らなくなったのだと。だけれども、解体費用もないのだとなつてくれば、先ほどから言っていますけれども、空き家になっていくしかないわけで、まして山間部でいけば、雪に対しての部分であるとか様々な、先ほど有害鳥獣の話もありましたけれども、有害鳥獣の巣になっていたりといったことも考えられますので、ぜひその点については、市としてしっかりと考えていただきたいと思いますが、再度い

かがですか。

午後 4時20分 散会

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 地域の集会施設の在り方については、市のほうでもこれまでいろいろ考えてまいりまして、先ほど申し上げました地域集会施設の整備事業補助金につきましても、以前は備品購入を対象にして少額の補助で件数を多くしていたわけですけれども、そういった中で議会のほうからも、施設の老朽化が進んで、そういった改築するときに補助金を出せないかということで少し手厚くして、今年度は5万円から10万円に補助金の額をアップしたということもござります。

その先には、やはり議員お述べのとおり、解体に対する制度というのは私どもも必要だと考えておりますので、そういったところを今後しっかりと対応してまいります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 老朽化で、補修だけではもう立ち行かないし、集会所のある意義といいますか、目的といいますか、そのこと自体がなくなってしまっている地域もあると思います。

そういう意味で、ぜひスピード感を持って、本当に5年後、10年後に中長期計画でやっていきますという問題ではないということを訴えさせていただいて、皆様お疲れのようですので、以上で質問を終わりたいと思います。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般質問を終了いたします。

:::::::::::::::::::
散会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。